令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　①　）

施策名	目標　1－1　地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり	担当部局名	地球環境局 脱炭素社会移行推進室 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 フロン対策室 脱炭素ライフスタイル推進室 脱炭素ビジネス推進室		
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を推進しつつ、長期的・戦略的な取組を進める。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	2030 年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013 年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続け、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す。	政策体系上の位置付け	1．地球温暖化対策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定） ・経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定） ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和3年10月22日閣議決定） ・日本のNDC（国が決定する貢献）（令和3年10月22日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 温室効果ガス排出量・吸収量（CO2換算トン）	14億700万	H25年度	7億6,000万	R12年度	－ 11億1,000万	－ 10億8,500万	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく。	
2 エネルギー起源二酸化炭素の排出量（CO2換算トン）	12億3,500万	H25年度	6億7,700万	R12年度	－ 9億8,700万	－ 9億6,400万	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	同上	
3 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量（CO2換算トン）	1億3,480万	H25年度	1億1,450万	R12年度	－ 1億2,460万	－ 1億1,980万	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	同上	
4 代替フロン等4ガスの排出量（CO2換算トン）	3,720万	H25年度	2,180万	R12年度	－ 5,190万	－ 5,240万	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	同上	
5 吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量（CO2換算トン）	－	－	約4,770万	R12年度（R2年度）	－ 5,360万	－ 5,020万	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	同上	
6 デコ活応援団（官民連携協議会）参画者数（企業、自治体、団体等）	－	－	－	－	－ －	－ －	－ 1,204	－ －	－ －	－ －	－ －	同上	

達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	地球温暖化対策推進法施行推進経費（平成10年度）	1	004675
(2)	脱炭素社会実現に向けた国際研究調査事業（平成26年度）	1,2	004676
(3)	廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業（平成24年度）	1,2	004679
(4)	環境金融の拡大に向けた利子補給事業（平成25年度）	1,2	004681
(5)	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（国土交通省・経済産業省連携事業）（令和元年度）	1,2	004735
(6)	廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業（令和2年度）	1,2	004751
(7)	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（令和2年度）	1,2	004752
(8)	住宅のZEH・省CO2化促進事業	1,2	004761
(9)	温室効果ガス関連情報基盤整備事業	1,2	004684
(10)	2050年ネット・ゼロの実現に向けたインベントリ整備・中長期的排出削減対策検討等調査費	1,2,3,4,5	004749
(11)	家庭部門のCO2排出実態統計調査事業（平成25年度）	1,2	004685
(12)	「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業	1,2,3,6	007457
(13)	バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業（一部経済産業省連携事業）（令和2年度）	1,2	004753
(14)	低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業（国土交通省連携事業）（令和2年度）	1,2	004754
(15)	革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業（令和2年度）	1,2	004755
(16)	産業車両等の脱炭素化促進事業	1,2	006220
(17)	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（令和4年度）	1,2	001900
(18)	地域共生型地熱利活用に向けた方策等検討事業	1,2	005016
(19)	環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業（令和6年度）	1,2	007455
(20)	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（令和6年度）	1,2	007456

達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(21)	金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（令和6年度）	1,2	007458
(22)	運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（令和6年度）	1,2	007459
(23)	エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費（平成25年度）	1,2	004695
(24)	CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業（一部経済産業省連携事業）（平成26年度）	1,2	004696
(25)	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業（一部経済産業省、国土交通省連携事業）（平成27年度）	1,2	004703
(26)	森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費（平成11年度）	1,5	004705
(27)	事業全体のマネジメント・サイクル体制確立事業（令和2年度）	1,2	004758
(28)	革新的な省CO2型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業（令和2年度）	1,2	004763
(29)	浄化槽システムの脱炭素化推進事業	1,2	005018
(30)	地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（一部国土交通省、農林水産省連携事業）	1,2	005019
(31)	地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業（文部科学省連携事業）	1,2	005023
(32)	潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業	1,2	005024
(33)	プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業のうち、「高効率廃熱回収設備等導入支援事業」（令和5年度）	1,2	206
(34)	カーボンプライシング可能性調査事業（平成29年度）	1,2	004720
(35)	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（令和2年度）	1,2	004766
(36)	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（令和2年度）	1,2	004767
(37)	「脱炭素×復興まちづくり」推進事業（令和3年度）	1,2	005002
(38)	ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業（令和3年度）	1,2,3,4,5	005003
(39)	ESG金融実践促進事業	1,2	005025
(40)	バリューチェーン全体での企業の脱炭経営普及・高度化事業	1,2	005846

達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(41)	グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業	1,2	005847	(45)	工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（令和3年度）	1,2	005005	(49)	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	1,2,4	004756	(53)	－	－	－	(57)	－	－	－
(42)	プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業	1,2	005848	(46)	脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業（令和3年度）	1,2	005008	(50)	特定地域脱炭素移行加速化交付金	1,2	007469	(54)	－	－	－	(58)	－	－	－
(43)	再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業（平成30年度）	1,2	004727	(47)	離島における再エネ主力化・レジリエンス強化実証事業（令和3年度）	1,2	005009	(51)	商用車の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）	1,2	007470	(55)	－	－	－	(59)	－	－	－
(44)	脱炭素社会の実現に向けた取組・施策等に関する情報発信事業（平成30年度）	1,2	004729	(48)	脱炭素型循環経済システム構築促進事業	1,2	005849	(52)	－	－	－	(56)	－	－	－	(60)	－	－	－

	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　②　）

施策名	目標　1－2　世界全体での抜本的な排出削減への貢献	担当部局名	地球環境局 国際連携課 気候変動国際交渉室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 脱炭素社会移行推進室 気候変動観測研究戦略室 地球温暖化対策課		
施策の概要	パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、1.5℃目標を達成するための努力を継続することが世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度（JCM）等を通じ、途上国等への脱炭素技術等の普及を推進する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。 カーボンニュートラルに向けて、世界中でビジネスチャンスが拡大する中、日本の優れた技術を活用して世界の脱炭素化に貢献する。	政策体系上の位置付け	1．地球温暖化対策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定） ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和3年10月22日閣議決定） ・日本のNDC（国が決定する貢献）（令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部決定） ・新しい資本主義実行計画フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定） ・インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日決定、令和3年6月改訂） ・海外展開戦略（環境）（平成30年6月策定） ・パリ協定（平成28年11月発効） ・脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（令和5年7月28日閣議決定）				

測定指標	基準値 / 基準年度	目標値 / 目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 JCMを通じた令和12(2030)年度までの累積の国際的な排出削減・吸収量（単位：万t-CO2）（案件採択時の数値に基づく）	－ －	10,000 R12	－ 1,882	－ 2,192	－ 2,765	－ －	－ －	－ －	－ －	地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき設定。	

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
2 パリ協定の実施に向けた貢献	－	R12年度	パリ協定が2020年から本格実施となり、途上国の削減目標（NDC）の支援等に積極的に取り組むことが不可欠であるため。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 脱炭素移行支援関連拠出・分担金	1,2	004693	(5) アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業	1, 2	004744	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 気候変動枠組条約拠出金（平成16年度）	2	004739	(6) 温室効果ガス観測技術衛星等による排出量検証に向けた技術高度化事業（平成26年度）	2	004746	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) パリ協定の実施に向けた検討経費（平成19年度）	2	004740	(7) 二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業(国際メタン等排出削減拠出金)（令和4年度）	－	006241	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) 脱炭素移行支援に向けた二国間クレジット制度(JCM)促進事業	1,2	004742	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果		
	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】

	学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係	【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　③　）

施策名	目標　1－3　気候変動の影響への適応策の推進	担当部局名	地球環境局 気候変動科学・適応室		
施策の概要	気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）及び気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更　閣議決定）に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。	政策体系上の位置付け	1．地球温暖化対策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・気候変動適応法（平成30年法律第50号） ・気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更　閣議決定） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定） ・経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定） ・気候変動影響評価報告書（令和2年12月公表）				

測定指標	基準値 / 基準年度	目標値 / 目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
1 気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	－ / －	47 / R6年度	－ 37	－ 40	47 44	47 －	－ －	－ －	－ －	法第13条において、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点（地域気候変動適応センター）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとすると規定されているため。 また、法附則第5条「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」に則って、目標年度を5年後の令和5年度としたところ、目標を達成でいなかったことから、引き続き都道府県における地域気候変動適応センターの設置を働きかけていく。	
2 適応法に基づく地域気候変動適応計画を策定している中核市・特例市の数	－ / －	85 / 令和8年度	－ 40	－ 55	－ 59	65 －	－ －	85 －	－ －	法第12条において、都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画という。）を策定するよう努めるものとすると規定されているため。令和5年度までに、全ての都道府県及び政令指定都市において地域気候変動適応計画が策定されたことから、今後は、主に中核市・特例市における計画策定を促進する。	

測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標） 施策の進捗状況（実績）							測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
3 気候変動影響評価報告書の作成と、気候変動適応計画の策定・見直し	－	－	気候変動適応計画の改定	R8年度	気候変動適応計画の策定 気候変動適応計画の策定	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始 次期報告書作成に向けた情報収集の開始	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集 次期報告書作成に向けた情報収集の実施	気候変動影響評価報告書の素案作成 －	適応法に基づく気候変動影響評価報告書の作成 －	気候変動適応計画の改定 －	－ －	法第7条において、政府は気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないものと規定されている。また、法第10条において、環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成しなければならないものとされている。そして、法第8条において、気候変動適応計画は、最新の当該報告書等を勘案して見直していくこととされているため。	
4 気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国の数	2	平成26年度	17	R6年度	13 11	14 12	15 16	17 －	－ －	－ －	－ －	法第27条において、政府は気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものと規定されている。 また気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定）において、開発途上国への支援は基本戦略の一つとして定められており、アジア太平洋地域の脆弱国において適応計画策定や人材育成に貢献することとしているため。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 気候変動影響評価・適応推進事業（平成18年度）	1,2,3,4	004750	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) －	－	－	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　④　）

施策名	目標　2－1　オゾン層の保護・回復	担当部局名	地球環境局 フロン対策室		
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。	政策体系上の位置付け	2．地球環境の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）				

測定指標	基準値 / 基準年度	目標値 / 目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
1　PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値（ODPトン）	－ －	減少傾向を維持 －	－ 3415	－ 3067	ー ー	－ ー	－ ー	－ ー	ー ー	オゾン層破壊物質の排出量をできるだけ削減する必要があるため。	
2　業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率（%）	－ －	増加傾向を維持 －	－ 40	－ 44	ー ー	－ ー	－ ー	－ ー	ー ー	オゾン層保護の観点から市中で使用されているオゾン層を破壊するフロンの回収を進める必要があるため。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) フロン等対策推進調査費（平成元年度）	1,2,3	004768	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) －	－	－	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係：【主な目標】／【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　⑤　）

施策名	目標　2－2　地球環境保全に関する国際連携・協力	担当部局名	地球環境局 気候変動科学・適応室 国際連携課 気候変動国際交渉室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室		
施策の概要	環境保全に関する主要国際会議への対応をはじめ、二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャネルでの対話を通じた重層的な環境外交を展開する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する。	政策体系上の位置付け	2．地球環境の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定） ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年度法律第117号）				

測定指標	基準値 / 基準年度	目標値 / 目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 多国間協力案件数（上段） 二国間協力案件数（下段）	－　－	－　－	－ 82 179	－ 87 96	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	多国間協力案件数及び二国間協力案件数は、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる一つの指標であるため。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金（平成21年度）	1	004739	(5) 国際連携戦略推進費（平成23年度）	1	004773	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 経済協力開発機構拠出金（平成7年度）	1	004769	(6) 環境国際協力・インフラ戦略推進費（平成10年度）	1	004774	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－

	(3) 排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等（再掲）（平成9年度）	1	004770		(7) モントリオール議定書多数国間基金拠出金（HFC分）（ODA）（令和元年度）	1	004775		(11) ―	―	―		(15) ―	―	―		(19) ―	―	―
	(4) 国際連合環境計画拠出金等（平成16年度）	1	004771		(8) ―	―	―		(12) ―	―	―		(16) ―	―	―		(20) ―	―	―

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）	
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	
学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係 【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　⑥　）

施策名	目標　2－3　地球環境保全に関する調査研究	担当部局名	地球環境局 気候変動科学・適応室 気候変動観測研究戦略室		
施策の概要	国内外の研究機関とのネットワーク構築等を通じ、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得し、途上国等へその知見等を展開・共有し、地球環境問題の解決に貢献する。	政策体系上の位置付け	2．地球環境の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・気候変動適応法（平成30年法律第50号） ・革新的環境イノベーション戦略（令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定） ・宇宙基本計画（令和5年6月13日閣議決定） ・宇宙基本計画工程表（令和5年12月22日宇宙開発戦略本部決定） ・2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日策定）				

測定指標	基準値 / 基準年度	目標値 / 目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価（5点満点）で4点以上を獲得した課題数（4点以上の課題数／全評価対象課題数）の過去5年間の平均	－　－	75%以上　－	60%	60%	75%	75%	－	－	－	地球環境保全試験研究費は、研究開発成果の「社会的・経済的・行政的価値」、「科学的・技術的価値」等の必要性・有効性・効率性に関する指標を用い、事業終了後に「事後評価」を外部評価委員会により実施している。指標と目標の設定については、優れた研究であったと説明できる4点以上の研究開発課題が全体の75%(R5年度より見直し)を占めることが概ね国民理解を得られるラインと考えられ、また単年度ごとの評価では課題数が少なく適切な評価ができないため、過去5年間の平均とする。	
			67%	100%	90%	－	－	－	－		

測定指標	基準 / 基準年度	目標 / 目標年度	施策の進捗状況（目標） / 施策の進捗状況（実績） R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
2　各種成果の政府計画、施策、国際協力、普及啓発等への活用	－　－	－　－	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	－	－	－	地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減や気候変動による影響への適応は必要不可欠であることから、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進し、地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得して施策等に活用するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有するなど、各種成果を政府計画、施策、国際協力、普及啓発等へ活用することが重要であるため。	
			各種成果を、「気候変動適応計画」の策定等に活用	各種成果を、「気候変動適応計画」の策定等に活用	各種成果を、「気候変動適応計画」の策定等に活用	－	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 地球環境戦略研究機関拠出金（平成10年度）	2	004776	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金（平成16年度）	2	004777	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 地球環境保全試験研究費（平成13年度）	1,2	004778	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) GOSATシリーズによる地球環境観測事業（平成18年度）	2	004989	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係：【主な目標】／【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　⑦　）

施策名	目標　3－1　大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む。）	担当部局名	水・大気環境局 環境管理課環境汚染対策室 モビリティ環境対策課		
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。	政策体系上の位置付け	3．大気・水・土壌環境等の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○第六次環境基本計画（令和6 年5月21日閣議決定） ○自動車NOx・PM総量削減基本方針（令和4年11月22日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%）	―	―.	100	―	別紙の①のとおり 別紙の①のとおり	別紙の①のとおり 別紙の①のとおり	別紙の①のとおり 集計中	別紙の①のとおり －	別紙の①のとおり －	別紙の①のとおり －	別紙の①のとおり －	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	
2　全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%）	―	―	100	―	別紙の②のとおり 別紙の②のとおり	別紙の②のとおり 別紙の②のとおり	別紙の②のとおり 集計中	別紙の②のとおり －	別紙の②のとおり －	別紙の②のとおり －	別紙の②のとおり －	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	
3　大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%）	―	―	100	―	別紙の③のとおり 別紙の③のとおり	別紙の③のとおり 別紙の③のとおり	別紙の③のとおり 集計中	別紙の③のとおり －	別紙の③のとおり －	別紙の③のとおり －	別紙の③のとおり －	自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。	
4　我が国の降水中pHの加重平均値（pH）	―	―	5.6	―	5.6 5.04	5.6 5.07	5.6 集計中	5.6 ―	5.6 ―	5.6 ―	5.6 ―	全国の酸性雨調査モニタリングデータのうち、国民にとって身近な値を公表することにより、国民の不安解消と現状認識の向上を図り、かつ効果を把握することにも適した数値であるため、測定指標として選定した。	

5	アスベスト大気濃度調査における石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合（解体等工事に係るもの）	―	―	100	―	100 91.9	100 96.4	100 93.3	100 ―	100 ―	100 ―	― ―	環境省のアスベスト大気濃度調査結果から、一般大気環境中の総繊維数濃度は概ね1本／L以下であり、石綿繊維数濃度も1本/L以下である。そのため、解体等工事における漏えい監視の観点から、石綿繊維数濃度1本／Lを目安とし、石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合測定指標として選定した。	
6	解体等工事に係る事前調査結果の報告件数	―	―	―	―	― ―	― 618,246	― 集計中	― ―	― ―	― ―	― ―	大気汚染防止法において、解体等工事に当たり、適切なアスベスト飛散防止対策を講じるため、事前に特定建設材料の有無等を調査することとされており、当該報告件数は、その進捗を把握するのに的確であるため、測定指標として選定した。	
7	環境目標値の設定または再評価を行った有害大気汚染物質数	―	―	2	―	－ 0	－ 0	2 0	2 ―	2 ―	2 ―	2 ―	有害大気汚染物質のうち、優先取組物質23物質について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい大気環境濃度の目標値を設定することとされている。環境目標値は、有害大気汚染物質による健康リスクの低減等を図る上で重要な値であるため、その設定や再評価の進捗を把握するのに適した測定指標として、環境目標値が設定または再評価がなされた優先取組物質数を選定した。	

測定指標		目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
8	我が国における水銀大気排出量（t）	前年度に比べて排出量を削減する	－	前年度の水銀の大気排出量と今年度の水銀の大気排出量を比較することで、水銀の大気排出量削減量を示すことができるため、測定指標として設定した。	
9	国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有	―	－	全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデータを関係諸国間で共有し、酸性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。	

達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	大気汚染防止推進費	1～4,7,9	004780
(5)	光化学オキシダント等総合対策費（平成20年度（令和6年度より名称変更））	1	004787
(9)	EST普及推進・エコモビリティ技術海外展開推進費（令和2年度）	－	004824
(13)	―	―	―
(17)	―	―	―

(2)	有害大気汚染物質等対策推進費（平成23年度組替）	1,7	005934	(6)	大気環境監視システム整備経費（昭和47年度）	1	－	(10)	環境管理技術調査検討費（昭和50年度）【関連R5-9、関連R5-10】	1	004786	(14)	－	－	－	(18)	－	－	－
(3)	石綿飛散防止総合対策費（平成23年度組替）	5,6	004690	(7)	大気環境に関する国際協力推進費	9	007476	(11)	水銀大気排出	8	004782	(15)	－	－	－	(19)	－	－	－
(4)	在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費（昭和53年度）	1	004784	(8)	モビリティ大気汚染対策推進費（昭和38年度）	1,2,3	005850	(12)	放射能調査研	10	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

【主な目標】

【副次的効果が期待される目標】

別紙

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率［%］

ア. 二酸化いおう(SO2)　エ. 二酸化窒素(NO2)　キ. トリクロロエチレン　コ. 微小粒子状物質(PM2.5)

イ. 一酸化炭素(CO)　オ. 光化学オキシダント(Ox)　ク. テトラクロロエチレン

ウ. 浮遊粒子状物質(SPM)　カ. ベンゼン　ケ. ジクロロメタン

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率［%］

ア. 二酸化窒素(NO_2)　ウ. 光化学オキシダント　オ. 一酸化炭素(CO)

イ. 浮遊粒子状物質(SPM)　エ. 二酸化いおう(SO2)　カ. 微小粒子状物質(PM2.5)

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率［%］

ア. 二酸化窒素(NO2)　イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	目標年	目標値
①	ア	99.6	99.9	100	99.8	99.9	99.8	99.7	99.8	99.5	－	100
	イ	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	100
	ウ	99.7	99.6	100	99.8	99.8	100	99.9	100	100	－	100
	エ	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	100
	オ	0	0	0.1	0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	－	100
	カ	100	100	99.8	100	100	100	100	100	100	－	100
	キ	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	100
	ク	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	100
	ケ	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	100
	コ	37.8	74.5	88.7	89.9	93.5	98.7	98.3	100	99.9	－	100
②	ア	99.5	99.8	99.7	99.7	99.7	100	100	100	100	－	100
	イ	100	99.7	100	100	100	100	100	100	100	－	100
	ウ	3.6	0	0	0	0	0	0	0	0	－	100
	エ	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	100
	オ	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	100
	カ	25.8	58.4	88.3	86.2	93.1	98.3	98.3	100	100	－	100
③	ア	99.1	99.5	99.5	99.5	99.5	100	100	100	100	－	100
	イ	100	99.5	100	100	100	100	100	100	100	－	100

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　⑧　）

施策名	目標　3－2　大気生活環境の保全	担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 モビリティ環境対策課		
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策による大気生活環境の保全	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止により、良好な大気生活環境を保全する。	政策体系上の位置付け	3．大気・水・土壌環境等の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　騒音に係る環境基準達成状況（%）	－	－	100	－	－ 89.6	－ 90.6	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。	
2　騒音に係る環境基準達成状況（道路に面する地域）（%）	－	－	100	－	－ 94.6	－ 94.9	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。	
3　航空機騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（%）	－	－	100	－	－ 87.9	－ 88.3	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。	
4　新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（%）	－	－	100	－	－ 55.5	－ 55.6	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。	

5	振動に係る全国の苦情件数（件）	－	－	－	－	－ 4,207	－ 4,449	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。	
6	悪臭に係る全国の苦情件数（件）	－	－	－	－	－ 12,950	－ 12,435	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 騒音・振動・悪臭等公害防止強化対策費（昭和63年度）	1,5,6	004798	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) モビリティ騒音・振動対策推進費（平成12年度）	2,3,4	004800	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）			
		（判断根拠）			
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
				【副次的効果が期待される目標】	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　⑨　）

施策名	目標　3－3　水環境の保全（海洋環境の保全を含む。）	担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 海域環境管理室 水道水質・衛生管理室		
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。加えて安全で良質な水道水の確保を図るため、最新の科学的知見や浄水における検出状況を踏まえて水道法に基づく水質基準の逐次見直し等を行う。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。このほか、安全な水道水の供給が行えるよう、適切な水道水質基準の設定等を行う。	政策体系上の位置付け	3．大気・水・土壌環境等の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） 水循環基本計画（平成27年7月10日閣議決定） 第六次瀬戸内海環境保全基本計画（令和4年2月25日閣議決定） 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針（令和元年5月31日閣議決定） 第4期海洋基本計画（令和5年4月28日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　公共用水域における水質環境基準の達成率（健康項目）（%）	－	－	100	－	－ 99.1	－ 99.1	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。	
2　公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）（河川）	－	－	100	－	－ 93.1	－ 92.4	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。	
2　公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）（湖沼）	－	－	100	－	－ 53.6	－ 50.3	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。	
2　公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）（海域）	－	－	100	－	－ 78.6	－ 79.8	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。	
2　公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）【全体】	－	－	100	－	－ 88.3	－ 87.8	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。	

3	地下水における水質環境基準の達成率（%）	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。	
						94.9	94.7	－	－	－	－	－		
4	閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（COD、全窒素、全りん）等（%）	－	－	100	－	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	－	閉鎖性海域については、水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したもの。	
						別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	－		
5	地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合(%)	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から（旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号）、測定指標として選定したもの。	
						90.3	80	－	－	－	－	－		
6	水道水質基準適合率（%）	－	H16	100	－	－	－	－	－	－	－	－	水道法第4条に基づく水質基準は、「水道によって供給される水が備えなければならない水質上の要件」として定められたものであり、安全な水道水を継続的に供給するうえで、水道水の水質の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。	
						99.1	集計中	集計中	－	－	－	－		

測定指標		目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
7	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量（万ﾄﾝ）	0	－	赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に海洋投入処分の許可期間が終了したため、平成30年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万トンとすることを目標とする。	
8	アジア地域等における水環境ガバナンスの強化と我が国企業の水処理技術の海外展開の促進	－	－	水循環基本計画（令和2年6月閣議決定）等に基づき、水環境の悪化が顕著なアジア地域等において、我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有等を図ることで、当該地域における水環境ガバナンスの強化に資するとともに、我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進するなど、国際的な水環境問題の解決に寄与することを目標とする。	
9	水環境中の放射性物質濃度測定実施都道府県数	－	－	放射性物質の常時監視に関する検討会報告書（平成25年12月）において、公共用水域及び地下水の測定地点は日本全国をバランスよく監視できるよう選定することとされており、全都道府県において放射性物質濃度を測定することが必要であることから、測定指標として選定したもの。	
10	海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）に関する調査・研究結果の把握・共有	－	－	海岸漂着物等処理推進法等に基づき、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供することは、海洋環境の保全に資する。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 水質汚濁防止推進費（平成22年度）	1,2,9	004802	(5) 地下水・地盤環境対策費（平成19年度）	3,5	004809	(9) 海洋プラスチックごみ総合対策費（平成19年度）	10	004814	(13) 水道水質・衛生管理の対策強化に係る調査検討費（平成17年度）	6	002369	(17) －	－	－
(2) 閉鎖性海域・湖沼環境対策等推進費（昭和53年度）	2,4	004805	(6) 水環境に関する国際協力推進費（平成22年度組替）	8	004810	(10) 良好な環境の創出促進事業（令和5年度）	1,2	004818	(14) PFAS対策推進費（令和5年度）	－	019682	(18) －	－	－
(3) 有明海・八代海等再生評価支援事業費（有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む）（平成19年度）	4	004806	(7) 海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業費（昭和61年度）	7	004804	(11) 琵琶湖保全再生等推進費（平成29年度）	2	004819	(15) 水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費（令和5年度）	1	004790	(19) －	－	－
(4) 豊かさを実感できる海の再生事業（平成22年度）	4	004807	(8) ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理事業（平成19年度）	7	004813	(12) 環境管理技術調査検討費（昭和50年度）【関連R5-7、関連R5-10】	1	004786	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係 【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

4　閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（ＣＯＤ、全窒素、全りん）

別紙

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						
		基準年度		目標年度	２９年度	３０年度	Ｒ元年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
瀬戸内海（大阪湾を除く）における水質環境基準の達成率（%）（上段：ＣＯＤ、下段：全窒素・全りん）	－	－	100 100	－	－ 74.3 96.5	－ 72.3 96.5	－ 77.0 96.5	－ 77.0 91.4	－ 69.6 93.0	－ 75.7 96.5	－
大阪湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：ＣＯＤ、下段：全窒素・全りん）	－	－	100 100	－	－ 66.7 100	－ 66.7 100	－ 66.7 100	－ 66.7 100	－ 66.7 100	－ 66.7 100	－
東京湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：ＣＯＤ、下段：全窒素・全りん）	－	－	100 100	－	－ 63.2 66.7	－ 63.2 100	－ 68.4 100	－ 63.2 100	－ 68.4 100	－ 68.4 100	－
伊勢湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：ＣＯＤ、下段：全窒素・全りん）	－	－	100 100	－	－ 43.8 85.7	－ 50.0 85.7	－ 62.5 85.7	－ 62.5 85.7	－ 56.3 71.4	－ 50.0 85.7	－
赤潮の発生件数[件]（瀬戸内海/有明海/八代海）	－	－	－	－	－ 71/38/13	－ 82/33/13	－ 58/32/10	－ 83/41/15	－ 70/44/16	－ 59/45/17	－

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　⑩　）

施策名	目標　3－4　土壌環境の保全	担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室		
施策の概要	○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。 ○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。 ○土壌汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。	政策体系上の位置付け	3．大気・水・土壌環境等の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） 第2部環境政策の具体的な展開　第3章重点戦略を支える環境政策の展開　第4節環境リスクの管理等 第3部環境保全施策の体系　第1章環境問題の各分野に係る施策　第4節水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全に関する取組及び第5節包括的な化学物質対策に関する取組				

測定指標	基準値 / 基準年度	目標値 / 目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
1 土壌汚染対策法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率（%）（成果実績＝措置実施区域数／要措置区域数）	－ / －	100 / －	100	100	100	100	100	100	－	土壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。	
			96.4	96.3	－	－	－	－	－		
2 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率（%）	－ / －	100 / －	100	100	100	100	100	100	－	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。	
			100	100	100	－	－	－	－		

測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標） 施策の進捗状況（実績）	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
3 土壌環境基準等の設定・見直し等に係る調査等の事業の実施件数	－	－	－	－		3	3	2	2	－	－	－	環境基本法では、環境基準について常に科学的に適切な判断を加えて改定することとしているため、土壌環境基準等の設定・見直し等を測定指標として設定した。また、これらの設定・見直し等を検討した結果、直ちに設定・見直し等を行う必要がない場合もあるため、定量的な測定指標としては検討を行った項目の数として設定した。なお、継続的に達成・維持を目指すべきものであるため、具体的な目標年度の設定は困難である。	
						3	3	2	－	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 土壌汚染対策費（平成28年度）	1,2	004821	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 環境管理技術調査検討費（昭和50年度）【関連R5-7、関連R5-9】	1	004786	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) PFAS対策推進費（令和5年度）	－	019682	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) 水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費（令和5年度）	3	004790	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）
	（判断根拠）

	評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等			
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】		
	学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係	【主な目標】	
				【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報				

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　⑪　）

施策名	目標　3－5　ダイオキシン類・農薬対策	担当部局名	水・大気環境局 環境汚染対策室 農薬環境管理室		
施策の概要	ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について、農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（水域基準）を設定する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 新たに登録申請があった農薬含め水産基準が未設定である農薬について、リスク評価を行い、必要な農薬について水域基準を設定する。	政策体系上の位置付け	3．大気・水・土壌環境等の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）				

測定指標	基準値 / 基準年度	目標値 / 目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
1 ダイオキシン類排出総量（g-TEQ/年）	－ / －	176 / －	176 96	176 102	176 －	176 －	176 －	176 －	176 －	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値（※）の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 （※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する（削減目標量：176g-TEQ／年））	

測定指標	基準 / 基準年度	目標 / 目標年度	施策の進捗状況（目標） / 施策の進捗状況（実績）							測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
2 水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数（累計）	－ / －	618 / R6年度	597 593	601 598	608 605	618 －	－ －	－ －	－ －	農薬取締法に基づき、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（水域基準）を迅速かつ的確に設定することにより、農薬の生態系へのリスク低減に資することができるため、水産基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。	

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
3 ダイオキシン類に係る環境基準達成率（%）	100%	－	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) ダイオキシン類総合対策費（平成12年度）	1,3	004823	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 農薬環境影響評価対策費（平成17年度）【関連R6-11】	2	004822	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係：【主な目標】／【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　⑫　）

施策名	目標　3－6　東日本大震災への対応（環境モニタリング調査）	担当部局名	水・大気環境局 海洋環境課		
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。	政策体系上の位置付け	3．大気・水・土壌環境等の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ○総合モニタリング計画（2011年8月モニタリング調整会議決定、2024年3月改定）				

測定指標	基準値 / 基準年度	目標値 / 目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 公共用水域放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数（回）	－ / －	3145 回 / －	3145	3145	3145	3145	―	―	―	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、公共用水域の放射性物質モニタリングを実施し、環境中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	
			3145	3144	3144	―	―	―	―		
2 地下水放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数（回）	－ / －	369回 / －	919	919	903	909	―	―	―	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、地下水の放射性物質モニタリングを実施し、地下水中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	
			919	909	878	―	―	―	―		
3 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査の延べ調査回数（回）	－ / －	144回 / －	144	144	144	144	―	―	―	被災影響海域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、被災影響海域における海洋環境関連モニタリングを実施し、海域環境中の放射性物質等に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	
			144	144	144	―	―	―	―		
4 ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査の延べ調査回数（回）	－ / －	492回 / －	―	302	492	468	―	―	―	国民の不安解消や、風評の抑制のため、ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリングを実施し、放出開始前後の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況やALPS処理水放出に係る社会的な状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	
			―	302	492	―	―	―	―		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 公共用水域放射性物質モニタリング調査（平成23年度）	1	000643	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 地下水放射性物質モニタリング調査（平成23年度）	2	000643	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査（平成23年度）	3	000643	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査	4	000643	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		
SDGs目標との関係		【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　⑬　）

施策名	目標　4－1　国内及び国際的な循環型社会の構築	担当部局名	環境再生・資源循環局総務課 循環型社会推進室		
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等の着実な実行及び、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等の推進により、国内及び国際的な循環型社会の形成を図る。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等を推進し、国内及び国際的な循環型社会の形成を目指す。	政策体系上の位置付け	4．資源循環政策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・第五次循環型社会形成推進基本計画 ・インフラシステム海外展開戦略2025（令和5年6月追補版）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 資源生産性（GDP／天然資源等投入量）（万円/トン）	25.3	H12年度	60.0	R12年度	－ 45.7	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。	
2 入口側の循環利用率（循環利用量／総物質投入量）（%）	10.0	H12年度	19.0	R12年度	－ 16.5	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。	
3 出口側の循環利用率（循環利用量/廃棄物発生量）（%）	35.8	H12年度	44.0	R12年度	－ 44.1	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。	
4 廃棄物最終処分量（百万トン）	56.0	H12年度	11.0	R12年度	－ 12.3	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。	
5 循環型社会ビジネス市場規模（兆円）	40.0	H12年度	80.0	R12年度	－ 56.4	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。	
6 廃棄物処理、リサイクル分野の輸出額推移（億円）	1979	R2年度	2,500(仮)	R7年度	－ 1873	－ －	－ －	－ －	2,500(仮) －	－ －	－ －	成長戦略において、「焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額を2020年度実績から2025年度までに3割程度増加させることを目指す」とKPIが設定されている。	

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
7 二国間及び多国間の協力の実施	－	－	廃棄物分野における我が国の経験、先進的な技術や法制度等をアジアを中心とする発展途上国に移転することは、途上国の持続的な発展に資するとともに、我が国の静脈産業の発展にも寄与する、極めて意義深い政策。循環型社会形成推進基本計画では、国際的な対話・協力関係を促進することとされているため。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 循環型社会形成推進等経費（平成13年度）	1,2,3,4,5	4826	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 循環経済移行促進事業（平成23年度）	5,6	4830	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果		
	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	

		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　⑭　）

施策名	目標　4－2　各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進	担当部局名	環境再生・資源循環局　総務課 リサイクル推進室 環境再生・資源循環局　総務課 容器包装・プラスチック資源循環室		
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。	政策体系上の位置付け	4．資源循環政策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・第五次循環型社会形成推進基本計画 ・成長戦略実行計画 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版				

測定指標	基準値 / 基準年度	目標値 / 目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量［千㌧］	－ / －	別添のとおり / 別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－	第9期、第10期市町村分別収集計画における分別収集見込量に基づき設定	
			別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－		
2 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率（%）	－ / －	別添のとおり / 別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－	特定家庭用機器再商品化法基本方針に基づき設定	
			別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－		
3 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率（%）	－ / －	別添のとおり / 別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき設定	
			別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－		
4 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率（建設発生木材、%）	－ / －	別添のとおり / 別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－	建設リサイクル推進計画2020に基づき設定	
			別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－		

5	自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(ASR)及びガス発生器(エアバッグ類;AB)の再資源化率(%)	–	–	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	–	使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定	
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	–	
6	小型家電リサイクル法における使用済電気電子機器等の回収量[万ﾄﾝ]	–	–	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	–	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定	
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	–	
7	使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率[%]	–	–	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	–	令和元年に策定した「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて設定	
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	–		

達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) プラスチック資源循環等推進事業費(平成18年度)	1	004833	(5) 自動車リサイクル推進事業費(平成22年度)	5	004838	(9) –	–	–	(13) –	–	–	(17) –	–	–
(2) 家電リサイクル推進事業費(平成19年度)	2	004838	(6) 小型家電リサイクル推進事業費(平成24年度)	6	004838	(10) –	–	–	(14) –	–	–	(18) –	–	–
(3) 食品廃棄物リデュース・リサイクル推進事業費(平成19年度)	3	004835	(7) リサイクルプロセスの横断的高度化・効率化事業(平成29年度)	-	004838	(11) –	–	–	(15) –	–	–	(19) –	–	–
(4) 建設リサイクル推進事業費(平成19年度)	4	004838	(8) –	–	–	(12) –	–	–	(16) –	–	–	(20) –	–	–

	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

別　紙

指標

測定指標	1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ﾄﾝ] ア. ガラス製容器　イ. 紙製容器包装　ウ. ペットボトル　エ. プラスチック製容器包装 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業　イ. 食品卸売業　ウ. 食品小売業　エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材:%) 5. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)　イ. ガス発生器(エアバッグ類) 6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ﾄﾝ] 7. 使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率[%]

年度ごとの目標値			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目標年度	目標値
指標1	ア	年度ごとの計画値	702	697	670	666	660	656	652	R9年度	652
		実績値	685	662							(計画値)
	イ	年度ごとの計画値	101	101	83	83	84	84	84		84
		実績値	72	73							(計画値)
	ウ	年度ごとの計画値	313	314	339	340	341	342	343		343
		実績値	344	348							(計画値)
	エ	年度ごとの計画値	726	727	762	770	780	792	793		793
		実績値	779	774							(計画値)
指標2	ー	年度ごとの目標値	ー	ー	ー	ー	-	-	-	R12年度	70.9
		実績値	68.2	70.2							
指標3	ア	年度ごとの目標値	95	95	95	95	-	-	-	R6年度	95
		実績値	96	97							
	イ	年度ごとの目標値	75	75	75	75	-	-	-		75
		実績値	70	62							
	ウ	年度ごとの目標値	60	60	60	60	-	-	-		60
		実績値	55	61							
	エ	年度ごとの目標値	50	50	50	50	-	-	-		50
		実績値	35	32							
指標4	ー	年度ごとの目標値	ー	ー	ー	97	-	-	-	R6年度	97
		実績値									
指標5	ア	年度ごとの目標値	70	70	70	70	-	-	-	各年度	70
		実績値	96～97.5	96.4～97.4							
	イ	年度ごとの目標値	85	85	85	85	-	-	-		85
		実績値	95	95							
指標6	ー	年度ごとの目標値	14	14	14	検討中	-	-	-	R5年度	14
		実績値	9.6	8.9							
指標7	ー	年ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	R17年 (2035年)	100%
		リサイクル+熱回収[%]	87.1%	87.1%							
		(リサイクル率)	25.0%	25.3%							

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　⑮　）

施策名	目標　4－3　一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課		
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。	政策体系上の位置付け	4．資源循環政策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・第五次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靱化基本計画				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 一般廃棄物の排出量（百万トン）	55	H12年度	37	R12年度	－ 41	－ 40	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	
2 一般廃棄物のリサイクル率（%）	21	H24年度	26	R12年度	－ 20	－ 20	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	
3 一般廃棄物の最終処分量（百万トン）	4.7	H24年度	3	R12年度	－ 3.4	－ 3.4	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	
4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量（g-TEQ/年）	33	H22年度	33	当面の間	33 19	33 25	33 －	33 －	33 －	33 －	33 －	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画	
5 廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合（%）	41	R2年度	46	R9年度	－ 42	－ 43	－ －	－ －	－ －	－ －	46 －	第五次循環型社会形成推進基本計画	
6 長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合（%）	0	R5年度	100	R9年度	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	100 －	第五次循環型社会形成推進基本計画	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 循環型社会形成推進交付金（公共）（平成17年度）	1,2,3	4843	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 廃棄物処理等に係る情報提供経費等（平成11年度）	1,3,4	4840	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金等（昭和49年度）	－	4841	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) 廃棄物処理施設整備費補助（平成12年度）	－	4842	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係：【主な目標】／【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　⑯　）

施策名	目標　4－4　産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制課		
施策の概要	・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的推進を図る。 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現	政策体系上の位置付け	4．資源循環政策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・第五次循環型社会形成推進基本計画				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 産業廃業物の排出量（百万トン）	379	H24年度	374	R12年度	－ 376	－ （速報値）370	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	
2 産業廃業物の出口側の循環利用率（%）	36	H25年度	37	R12年度	－ 37	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	
3 産業廃業物の最終処分量（百万トン）	13	H24年度	8	R12年度	－ 9	－ （速報値）8.7	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	
4 PCB廃業物（変圧器類・コンデンサー類）の処理（台）	－	－	396,000	R7年度	－ 387,108	－ 393,390	－ （速報値）395,111	－ －	396,000 －	－ －	－ －	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。	
5 PCB廃業物（安定器・汚染物）の処理（t）	－	－	22,200	R7年度	－ 17,560	－ 19,687	－ （速報値）20,779	－ －	22,200 －	－ －	－ －	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。	

6	産業廃棄物処理委託量に対する電子マニフェストの捕捉率（%）	60	R4年度	75	R12年度	－ 57	－ 60	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	第五次循環型社会形成推進基本計画	
7	産業廃棄物の最終処分場の残余年数（年）	－	－	17	R12年度	17 20	17 －	17 －	17 －	17 －	17 －	17 －	第五次循環型社会形成推進基本計画	
8	目標期間内にバーゼル条約締約国会議（COP）で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数（件）	2	H28～R2年度	3	R4年度からR9年度の6年度間	－ －	－ 2	－ 1	－ －	－ －	－ －	－ －	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。（以前の目標は、平成28～令和2年度の5年度間に4件以上に対し、実績2件）	
9	バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸出国から通報を受領した件数（件）	9	H26年度	3	毎年度	3 11	3 0	3 1	3 －	3 －	3 －	3 －	当該通報件数は、事業者への制度に係る普及啓発や水際対策の効果を測る指標となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績（平成26年度、9件）を基準値とした上で、当面半数よりも低くなる目標にしたもの。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 廃棄物処理施設整備費補助（平成12年度）	4,5,7	4842	(5) 産業廃棄物等処理対策推進費(平成2年度)	1,2,3	－	(9) 廃棄物等輸出入適正化推進費(平成8年度)	8,9	4859	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) PCB廃棄物適正処理対策推進事業（平成13年度）	4,5	4854	(6) 動静脈連携による資源循環情報活用推進費（令和6年度）	1,2,3,6	5011	(10) 産業廃棄物等処理対策等対策強化費（平成2年度）	1,2,3	0132	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) PCB廃棄物対策推進費補助金（平成13年度）	4,5	－	(7) 産業廃棄物処理業における優良取組推進費（平成16年度）	1,2,3,6	4849	(11) 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業（平成19年度）	3	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) 廃棄物処理システム開発費（平成13年度）	1,2,3	－	(8) 課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業（平成29年度）	7	4864	(12) 産業廃棄物等処理対策推進費(平成2年度)	1,2,3	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）

	評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等			
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】		
	学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係	【主な目標】	
				【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報				

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　⑰　）

施策名	目標　4－5　廃棄物の不法投棄の防止等	担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制課		
施策の概要	・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現	政策体系上の位置付け	4．資源循環政策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・第五次循環型社会形成推進基本計画				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数（件）	90	H26年度	50	R7年度	50	50	50	50	50	－	－	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の拡大防止策や支障の除去等を推進しているため。目標値については、26年度時点で前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定（令和2年度：100件→50件）したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。	
					実績値	81	72	－	－	－	－	－		
2 年度末における特定支障除去等維持事業の完了件数（件）	－	－	6	R9年度	50	－	－	13	13	12	6	6	特定支障除去等維持事業の各計画期間に基づき設定。	
					実績値	－	－	13	－	－	－	－		
3 産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数（件）	143	H27年度	100	R7年度	100	100	100	100	100	100	－	－	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄の未然防止策を推進しているため。目標値については、27年度時点で前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定（令和2年度：150件→100件）したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。	
					実績値	107	134	－	－	－	－	－		
4 クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案（件）	－	－	0	毎年度	0	0	0	0	0	0	0	0	クリアランス物が適正に取り扱われるためには、そのトレーサビリティを確保することが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に関しトレーサビリティを確保することを目標として設定。	
					実績値	0	0	0	－	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 不法投棄等未然防止・事案対策費（平成10年度）	1,2,3	4858	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) クリアランス物管理システム運用費（平成18年度）	4	4856	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金（平成10年度）	1,2	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) 水銀廃棄物等適正管理等推進費（平成26年度）	4	4856	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　⑱　）

施策名	目標　4－6　浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理	担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室		
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。	政策体系上の位置付け	4．資源循環政策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） 国土強靱化基本計画 廃棄物処理施設整備計画				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率（%）＝浄化槽整備区域内の合併浄化槽使用人口／浄化槽整備区域内の全人口	53	H29年度	73	R9年度	66	70	－	－	－	－	73	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率を設定した。 残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、令和5年に閣議設定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の試算が行われている。	
					59	61	－	－	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)　浄化槽指導普及事業費等（昭和59年度）	1	4866	(5)　－	－	－	(9)　－	－	－	(13)　－	－	－	(17)　－	－	－
(2)　－	－	－	(6)　－	－	－	(10)　－	－	－	(14)　－	－	－	(18)　－	－	－
(3)　－	－	－	(7)　－	－	－	(11)　－	－	－	(15)　－	－	－	(19)　－	－	－
(4)　－	－	－	(8)　－	－	－	(12)　－	－	－	(16)　－	－	－	(20)　－	－	－

	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　⑲　）

施策名	目標　4－7　東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策	担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室災害廃棄物対策室		
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。	政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・第五次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靭化基本計画				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率（%）	8	H25年度	100	R12年度	目標値	40	45	85	90	95	98	100	第五次循環型社会形成推進基本計画	
					実績値	72	80	－	－	－	－	－		
2 ごみ焼却施設における老朽化対策率（%）	77	H25年度	85	R7年度	目標値	85	85	85	85	85	－	－	廃棄物処理施設整備計画 国土強靭化基本計画	
					実績値	85	85	－	－	－	－	－		
3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における災害廃棄物処理に関する計画策定率（%）	51	R3年度	70	R7年度	目標値	－	55	70	70	70	70	70	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画	
					実績値	51	65	－	－	－	－	－		
4 市町村の災害廃棄物処理計画における水害の想定率（%）	23	R2年度	60	R12年度	目標値	－	－	35	40	45	50	55	第五次循環型社会形成推進基本計画	
					実績値	28	31	－	－	－	－	－		
5 災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率（%）	都道府県91 市町村21	R2年度	都道府県100 市町村60	R12年度	目標値	－	－	都道府県100 市町村30	都道府県100 市町村35	都道府県100 市町村40	都道府県100 市町村45	都道府県100 市町村50	第五次循環型社会形成推進基本計画	
					実績値	都道府県98 市町村24	都道府県98 市町村27	－	－	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業（平成26年度）	1,2	4845	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 災害等廃棄物処理事業費補助金等（昭和49年度）	3,4	4841	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 廃棄物処理施設災害復旧事業（平成23年度）	－	4844	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係：【主な目標】／【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　⑳　）

施策名	目標　5－1　基盤的施策の実施・国際的取組	担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性センター		
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2023-2030に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、生物多様性の主流化に向けた取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。	政策体系上の位置付け	5．生物多様性の保全と自然との共生の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） 生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月31日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合	90%	R4年度	90%	R12年度	－ －	－ 90%	－ 88%	－ －	－ －	－ －	－ －	生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、2030年度までに生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合 を90%にすることを目標と設定しているため。 ※各年度の実績値は、世論調査またはインターネット調査の結果であり、調査方法が同一ではないため、単純比較をすることはできない。	
2 生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合	56.3%	R4年度	60%	R12年度	－ －	－ 56.3%	－ 61.8%	－ －	－ －	－ －	－ －	生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、2030年度までに生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合を60%にすることを目標と設定しているため。 ※各年度の実績値は、世論調査またはインターネット調査の結果であり、調査方法が同一ではないため、単純比較をすることはできない。	
3 衛星植生図の整備ブロック割合（全国5ブロック）	国土の0%	R6年度	100%	R11年度	－ －	－ －	－ －	－ －	20% －	40% －	60% －	自然環境の基盤情報である植生図について、最新情報を必要とする企業等のニーズや自然共生サイト等のネイチャーポジティブ活動に対応するため、速報性を重視した衛星植生図をR7年度から5年間で着実に全国整備することが必要であるため。	
4 生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合	10%	R4年度	30%	R12年度	－ 9%	－ 10%	－ 10%	－ －	－ －	－ －	－ －	生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、生物多様性地域戦略の策定の推進を掲げており、2030年度までに策定市区町村の割合を30%にすることを目標と設定しているため。	
5 生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている企業の数又は割合	74%	R元年度	80%	令和7年度	－ －	－ －	－ －	－ －	80% －	－ －	－ －	生物多様性国家戦略2023-2030における行動目標において、企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく情報開示を促すことを掲げており、生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている企業の割合を80%にすることを目標としているため。 ※実績値は、経団連等の経済団体によるアンケート調査結果によるため、毎年度実績値を確認することはできない。	

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
6 生物多様性保全に係る国際的取組の状況	生物多様性保全のための国際的な取組の推進	－	生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム（IPBES）の地球規模評価報告書に示されたとおり、生物多様性の損失に対処するには経済システムや貿易といった国際的に協調・連携した取組の推進が不可欠であり、こうした観点から新たな世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組の進捗を測る指標などの仕組みについて議論されているため。	
7 生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施	定期的な点検・評価の実施を通じた、生物多様性国家戦略の着実な実施及び改善	－	生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、世界全体で用いることとしている「ヘッドライン指標」等の指標が設定されたことや、COP17及びCOP19における「グローバルレビュー」が実施されることなどから、世界目標と各国の生物多様性国家戦略との結びつきが強まっており、国際的な報告・評価プロセスのタイミングを踏まえて、効果的・効率的に点検・評価を実施する必要があるため。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 生物多様性保全等のための基盤的事業費	1,2,4,6,7	004875	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 生物多様性保全等のためのモニタリング等事業費（昭和48年度）	3,6	004870	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) ネイチャーポジティブ（NP）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費（平成19年度）	5,6,7	004877	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) 国際分担金等経費（昭和54年度）（関連：28－㉒、28－㉓）	6	004869	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係：【主な目標】／【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㉑　）

施策名	目標　5－2　自然環境の保全・再生	担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 国立公園課		
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進する。 ・過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・国立公園の保護と利用の好循環を図るとともに、自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。	政策体系上の位置付け	5．生物多様性の保全と自然との共生の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 自然再生協議会の数	26	R2年度	30	R7年度	－ 27	－ 27	－ 27	－ －	30 －	－ －	－ －	生物多様性国家戦略2023-2030において、「自然再生の推進」を掲げており、その数値目標として用いていた指標及びその後の状況を踏まえて設定しているため。	
2 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	－	－	100%	毎年度	6地区 100% 6地区 （100%）	11地区 100% 11地区 （100%）	10地区 100% 10地区 100%	8地区 100% －	－ －	－ －	－ －	国立・国定公園区域及び公園計画の見直しを着実に実施することが目標の達成に寄与するため、測定指標として選定した。なお、目標値は、各国立・国定公園の点検状況及び地域の実情を踏まえ、年度始めに見直しが必要な地区を見直し計画として定め、目標値を設定することとしている。	
3 自然再生事業実施計画の策定数	48	R2年度	54	R7年度	－ 49	－ 50	－ 54	－ －	54 －	－ －	－ －	生物多様性国家戦略2023-2030において、「自然再生の推進」を掲げており、その数値目標として用いていた指標及びその後の状況を踏まえて設定しているため。	
4 自然共生サイト及び増進活動実施計画等の認定数	0	R5年度	500	R8年度	－ －	－ －	100 184	－ －	－ －	500 －	－ －	生物多様性国家戦略2023-2030に基づいた30by30目標達成に向けては、OECMの設定・管理の推進が鍵である。OECMのうち、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域（企業緑地、里地里山等）については、自然共生サイト認定や生物多様性増進活動促進法（令和6年法律第16号）に基づく増進活動実施計画等の認定により、OECMとしての設定・管理を進めることとしていることから、指標として選定した。	

	測定指標	現状		目標									測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
5	我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合	20.5%	R5年度	30%	R12年度	－ －	－ －	－ 20.5%	－ －	－ －	－ －	－ －	生物多様性国家戦略2023-2030において、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標の達成」を掲げているため。	
6	我が国の管轄水域内における海洋保護区及びOECMの割合	13.3%	R5年度	30%	R12年度	－ －	－ －	－ 13.3%	－ －	－ －	－ －	－ －	生物多様性国家戦略2023-2030において、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標の達成」を掲げているため。	

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
7	生物多様性の保全に係る各種取組の状況	生物多様性の保全のための必要な取組の推進	－	里地里山等の地域の特性に応じた保全を図るとともに、過去に損なわれた自然の再生、生物多様性保全の先進的・効果的な取組の支援を行うなど、生物多様性の保全のための必要な取組を推進することにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。	
8	保護区の管理状況	保護区の適切な保護・管理	－	原生自然環境保全地域や国内の世界遺産登録地、国立・国定公園地域において、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 国立公園等管理等事業費（令和5年度）	2, 6	004889	(5) OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業（令和5年度）	1, 3, 4, 5	004877	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 自然環境保全地域等保全対策事業（平成22年度）	6	004885	(6) 放射線による自然生態系への影響調査費（平成28年度）	5	004874	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 世界遺産等保全対策費（平成4年度）	6	004893	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) サンゴ礁生態系保全対策推進費（平成30年度）	5, 6	004881	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）
	（判断根拠）

	評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等			
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】		
	学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係	【主な目標】	
				【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報				

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㉒　）

施策名	目標　5－3　野生生物の保護・管理	担当部局名	自然環境局 野生生物課		
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護増殖による種の保存、鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣による農林水産業、生活環境、生態系への被害の防止。外来種による在来種や生態系への影響の防止。	政策体系上の位置付け	5．生物多様性の保全と自然との共生の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）　生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月31日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合	－	－	15%	R12年度	－ 11.3%	－ 11.7%	－ 11.9%	－ －	－ －	－ －	－ －	絶滅危惧種の保全を効果的に推進するために、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため。	
2　絶滅回避率（絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合）	－	－	100%	R6年度	－ 100%	－ 100%	100% 100%	100% －	100% －	100% －	100% －	新たな種の絶滅が生じないよう、絶滅危惧種の状況について評価するため。	
3　ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値（全国）を平成23年度比で半減（推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する）	推定の中央値 ニホンジカ311万頭 イノシシ127万頭 ※令和4年度に算出	平成23年度	平成23年度比で半減（ニホンジカ155万頭、イノシシ64万頭）	R10年度	－ ニホンジカ325万頭、イノシシ87万頭	－ ニホンジカ318万頭、イノシシ78万頭	ニホンジカ155万頭、イノシシ60万頭 集計中	－ －	－ －	－ －	－ －	ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。なお、当初、令和5年度を目標年度にしていたが、特にニホンジカの個体数半減が難しい状況にあることから、令和5年9月に目標年度を令和10年度まで延長することを決定した。	

	4	奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数（1000罠日当たりの捕獲数）	－ －	0頭 R6年度	－ 0頭	－ 0頭	0頭 0頭	0頭 －	0頭 －	0頭 －	0頭 －	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特に奄美大島において我が国固有の希少野生動物への大きな被害を及ぼしている特定外来生物マングースを科学的知見に基づき根絶する必要があるため。	
	5	ヒアリの定着地点数	－ －	0地点 R6年度	－ 0地点	－ 0地点	0地点 0地点	0地点 －	0地点 －	0地点 －	0地点 －	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特にまん延した場合に著しく重大な生態系被害が生じるおそれのある要緊急対処特定外来生物ヒアリの日本国内への定着を阻止する必要があるため。	

測定指標		目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
	6 適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況	野生生物の適切な保護管理	－	鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、国際希少野生動植物種の保存、遺伝子組換え生物対策、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング等を総合的に推進することにより、野生生物の保護・管理の強化に寄与するため。	
	7 侵略的外来種の状況	侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。	－	外来種の情報収集を行い、対策の優先度の高い外来種を明らかにすることで、外来種による生態系への被害の防止を図るため。また、外来種の侵入経路の把握に努め、より効率的な対策を進めるため。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 希少種保護対策費（平成4年度）	1,2	004905	(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業費（平成26年度）	3	004909	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 国際希少野生動植物種流通管理対策費（昭和61年度）	6	004902	(6) アジア太平洋地域渡り鳥及び湿地保全推進費（昭和57年度）	6	004882	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 鳥獣保護管理対策費（昭和46年度。一部平成10、14、21、24年度、令和5年度に開始・変更。）	3,6	004896	(7) 外来生物対策費（平成16年度）	4,5	004906	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) 鳥獣感染症対策費（平成17年度）	6	004907	(8) 遺伝子組換え生物対策費（平成16年度）	6	004908	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係：【主な目標】／【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㉓　）

施策名	目標　5－4　動物の愛護・管理	担当部局名	自然環境局 総務課動物愛護管理室		
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の返還及び譲渡を積極的に進めること並びに、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少（平成30年度比50%減となる2万頭）	政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 自治体における犬及び猫の返還・譲渡率の増加（増加傾向維持）	61.80%	H30年度	増加傾向維持	R12年度	－ 75.8%	－ 78.0%	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。	
2 自治体における犬及び猫の殺処分数の減少（平成30年度比50%減となる2万頭）	38千頭	H30年度	20千頭	R12年度	－ 1.. 4万頭	－ 1．2万頭	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 動物の愛護及び管理事業（平成18年度）	1,2	4987	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) －	－	－	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㉔　）

施策名	目標　5－5　自然とのふれあいの推進	担当部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課 総務課国民公園室 野生生物課		
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。	政策体系上の位置付け	5．生物多様性の保全と自然との共生の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）,生物多様性国家戦略2023-2030、新時代のインバウンド拡大アクションプラン、骨太の方針2023、新資本主義戦略フォローアップ、観光立国推進基本計画				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 自然公園の年間利用者数の推移（千人）※暦年	－	－	前年度実績値比1%増	－	559,888 542,463	547,888 682,827	689,655 集計中	－ －	－ －	－ －	－ －	自然とのふれあいの機会を増加させるため、自然公園の年間利用者数を評価する。	
2 エコツーリズム推進法に基づく全体構想の認定数（括弧内は累計）	－	H20年度	（47）	R10年度	－ 1（19）	－ 3（22）	22 4（26）	27 －	32 －	37 －	－ －	全体構想の認定数が増加することは、エコツーリズムの推進に直接的に結びつき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。	
3 温泉の自噴湧出量（L/分）	651,265	S45年度	前年度の水準を維持	－	680,000 671,354	671,354 672,510	672,510 集計中	－ －	－ －	－ －	－ －	温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴湧出量」を把握することで定量的に把握することが可能となるため。	
4 国民公園等年間利用者数（千人）	－	－	前年度実績値比1%増	－	3,936 4,834	4,883 9,426	9,520 12,601	12,727 －	－ －	－ －	－ －	旧皇室園地として日本の歴史・伝統に触れつつ、緑や庭園を手軽に楽しめる場を提供するため、国民公園等の年間利用者数を評価する。	
5 国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	－	－	12	R6年度	12 12	12 12	12 12	12 －	12 －	12 －	12 －	自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るため、国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数を評価する。	
6 国立公園訪日外国人利用者数	－	－	667万人	R7年度	－ －	－ －	－ 585万人	－ －	667万人 －	－ －	－ －	・政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」において、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ国内外利用者をコロナ影響前の水準に回復することを新たな目標として設定しているもの。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 国立公園等利用等推進事業費	1,2,4,5,6	004894	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 自然公園等事業費等（平成6年度）	4,5	004921	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 温泉の保護及び安全・適正利用推進事業（平成18年度）	3	004920	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) 国民公園等魅力向上推進事業（令和2年度）	4	004924	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係：【主な目標】／【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㉕　）

施策名	目標　5－6　東日本大震災への対応（自然環境の復旧・復興）	担当部局名	自然環境局 国立公園課 野生生物課		
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園の拡張、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。	政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 三陸復興国立公園（平成24年度までは陸中海岸国立公園）の利用者数（千人）	458	H23年度	6,994	R7年度	6,994	6,994	6,994	6,994	6,994	－	－	三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組によって、当該公園を訪れる者が増加することは、観光拠点の復旧・復興が進んでいると考えられることから、測定指標として「三陸復興国立公園利用者数」を選定した。なお、目標値は、元々令和2年度が目標年度であったが、コロナ禍の事情を踏まえ、令和7年度目標として、利用者数を震災以前の水準（6,994千人以上）にすることとしている。	
					2,803	3,373	集計中	－	－	－	－		
2 みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数（人）	50	H30年度	50	R7年度	－	－	40	45	50	－	－	被災地を南北に繋ぎ交流を深めるため設定した、総延長約1,000kmの長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」（以下「トレイル」）を歩く者が増えることは、地域内外の交流を生み、地域の活性化にも資すると考えられる。歩くものの増減傾向を把握する測定指標として、トレイルの踏破者の申し出に対し、一部市町村が構成する協議会が実施している「踏破認定制度」における認定証の年間発行数を指標とした。 平成30年までは踏破認定の対象が一部の区間のみであったが、令和元年度の全線開通に伴い、全線踏破を対象とした新たな踏破認定制度を創設した。以降、コロナ禍の状況もあり認定証の年間発行数が減少したため、新たな制度創設及びコロナ禍前である平成30年度の数値を目標値として設定した。	
					31	30	36	－	－	－	－		

測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標） 施策の進捗状況（実績）	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
3 イノシシの出現頻度（RAI）を前年度実績値以下とする。 RAI：以下の計算式で定義される相対的密度指標。 RAI=イノシシ撮影頭数/カメラ稼働日×100	－	－	イノシシ等を安全かつ効率的に捕獲し、被害軽減に寄与する生息状況を目指す。	－	27.1	14	2.2	5.5	－	－	－	帰還困難区域内等においてイノシシ等の野生鳥獣を捕獲することにより鳥獣等の被害を軽減することは、帰還後の住民の生活環境を整備することに直結し、東日本大震災からの復興に寄与するため、自動撮影カメラによるイノシシの出現頻度を測定指標とする。	
					14	2.2	5.5	－	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 国立公園等利用等推進事業費内ロングトレイル体制強化等推進事業	1,2	005013	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 帰還困難区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業（平成25年度）	3	000646	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係：【主な目標】／【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㉖　）

施策名	目標　5－7　国際観光資源の整備	担当部局名	自然環境局 総務課 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課		
施策の概要	美しい国立公園等の自然を持続的に活用し観光資源の整備等により国内外の旅行者の地域での体験や滞在の満足度の向上を図るとともに、地域の経済社会を活性化させ、自然環境への保全へ再投資される好循環を生み出す。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	2025年までに国内外の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させ、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標や、2023年3月に策定された「観光立国推進基本計画」に掲げる2025年までに訪日外国人利用者数を2019年水準超えにする目標と「観光先進国」の実現に貢献するとともに、国立公園の保護と利用の好循環を実現する。	政策体系上の位置付け	5．生物多様性の保全と自然との共生の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 国立公園訪日外国人利用者数	490万人	H27年度	667万人	R7年度	－ －	－ －	－ 585万人	－ －	667万人 －	－ －	－ －	・政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」において、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ国内外利用者をコロナ影響前の水準に回復することを新たな目標として設定しているもの。	
2 滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数（累積）	－	－	35拠点	R7年度	20拠点 25拠点	25拠点 25拠点	30拠点 29拠点	－ －	35拠点 －	－ －	－ －	・利用拠点計画に基づき、滞在環境の上質化に向けて、民間活力導入を前提とした廃屋撤去、インバウンド機能向上、文化的まちなみ改善の事業を実施することにより、国立公園利用者の体験滞在の満足度向上やリピーター増加に繋がることから、目標値として設定した。	
3 利用施設の多言語化	－	－	111施設	R10年度	40施設 51施設	40施設 64施設	40施設 71施設	79施設 －	87施設 －	95施設 －	103施設 －	・国立公園等の自然体験拠点における案内板や、ビジターセンター等の施設を中心として、スマホアプリ、QRコード等のICTを駆使し、現地の自然・文化・歴史がつながる奥深い多言語解説を面的に充実させる目標を定めたもの。令和5年度実績において、当初の目標数を大きく上回って整備は進んでいる状況であるが、まだ多言語化を望む施設は残されており、引き続き整備を加速させていくことから、令和5年度整備実績をベースとし、年間8施設を整備、令和10年度において111施設の整備を目標とする。	
4 ビジターセンター等機能強化	－	－	74施設	令和10年度	60施設 50施設	60施設 56施設	60施設 59施設	62施設 －	65施設 －	68施設 －	71施設 －	・国立公園の利用拠点であるビジターセンター等の情報提供機能を強化することにより、体験滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、機能強化の実施施設数を目標として定める。 ・自然を満喫できるアクティビティ等の情報を一元的に多言語で提供する機器等の整備、VR等のデジタル技術を活用した国立公園の理解を深める情報提供施設等の整備のいずれかを実施した場合には、1施設としてカウントする。令和5年度実績により、当初の目標数を概ね達成できる見通しとなったが、（仮称）日高山脈襟裳十勝国立公園の新規指定等により、一層の情報提供機能の強化が必要となることから、目標年を令和10年度とし、目標数を74施設とする（3施設/年）。	
5 国立公園一括情報サイトの訪問回数等（接触媒体者数）	－	－	117万	R7年度	117万 253万	117万 72万	117万 87万	117万 －	117万 －	－ －	－ －	・訪日外国人に対して、効果的・効率的な国立公園の情報発信を行うため、JNTOグローバルサイト内に国立公園の一括情報サイトを構築（H31.2）し、当該サイトを通じて情報発信を行うとともに、各種海外メディア等により国立公園の認知向上に寄与する記事配信等を行っており、これらの情報発信に対するユーザーの閲覧状況を計る目標を定めたもの。	
6 国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ数	－	－	600	R5年度	－ －	500 588	600 580	600 －	－ －	－ －	－ －	自然体験活動促進計画、インタープリテーション計画等の計画に基づき自然体験コンテンツの整備が進むことにより、滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、国立公園における自然体験コンテンツガイドラインのフェーズ1を満たす自然体験コンテンツ数を目標として定める。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業（令和元年度）	1,2	004265	(5) 京都御苑訪日外国人観光促進事業（令和2年度）	1	004279	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 国立公園等多言語解説等整備事業((旧)国立公園多言語解説等整備事業)（平成30年度）	1,3	004266	(6) 国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業（令和3年度）	1, 6	004569	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 国立公園利用促進事業（令和元年度）	1,4	004268	(7) 京都御苑魅力向上資源アーカイブ事業（令和3年度）	1	004598	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) 国立公園利活用促進円滑化事業（令和元年度）	1,5	004269	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係 【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㉗　）

施策名	目標　　6－1　　環境リスクの評価	担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 環境リスク評価室		
施策の概要	化学物質等による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価する。	政策評価実施予定時期	令和　　7年	政策評価実施時期	
達成すべき目標	①一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として施策の策定に活用する。 ②化学物質の環境リスク初期評価を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ③化学物質の内分泌かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 ④人の血液・尿のモニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 ⑥花粉飛散予測や健康影響の予防に資する情報を提供する。	政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	－	－	80	R5年度	目標値	80	80	80	80	－	－	－	化学物質対策に係る関係課室から一般環境中における残留状況を把握するために調査要望のあった化学物質のうち、優先度の高いものを調査対象物質として毎年度選定することが、「化学物質環境実態調査のあり方について」により定められている。目標値は、過去の実績値を勘案し、調査が着実に進められているとみなせる水準で設定した。	
					実績値	72	64	87	－	－	－	－		
2 環境リスク初期評価実施物質数	－	－	14	R6年度	目標値	14	14	14	14	－	－	－	環境中の化学物質による人の健康や生態系への影響に関してスクリーニングを行う環境リスク初期評価の実施状況の測定指標として、評価実施物質数を設定した。目標値は、過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえて設定した。	
					実績値	15	12	13	－	－	－	－		
3 内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数（累積）	132	H27年度	240	R5年度	目標値	220	230	240	250	260	－	－	化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえ評価対象物質として選定した物質数（累積）を測定指標として設定した。目標値は、選定に伴う作業量、選定後の評価に要する作業量、これまでの実績等を踏まえて設定した。	
					実績値	219	231	242	－	－	－	－		
4 化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数	－	－	3,000	R5年度	目標値	3,000	3,000	3,000	3,000	－	－	－	化学物質の一般的な国民のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることが目標であることから、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数（基本情報を得たデータ数）を測定指標として設定した。	
					実績値	6,494	4,984	5,940	－	－	－	－		

5	子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況	－	－	全国10万組のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。	－	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 参加者 追跡率 （94%） 事業成果の情報発信及びピレスロイド系農薬代謝物等の化学分析の実施	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 参加者 追跡率 （93%） 事業成果の情報発信及び農薬・忌避剤等の化学分析の実施	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 参加者 追跡率 （93%） 事業成果の情報発信及びアクリルアミド等の化学分析の実施	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 －	－ －	－ －	次世代育成に係る健やかな環境の実現を図るためには調査を着実に進めることが必要であり、その進捗状況を測定指標としている。また、「参加者のデータの解析を行うことで、健康と環境の関連性を明らかにする」ためには、解析に係るデータの蓄積と化学物質の分析が必須であるため、施策の進捗状況として参加者に調査を継続いただくための取組と化学分析の進捗を確認していくこととしている。	
6	スギ雄花花芽調査対象都道府県数	17	令和4年度	23	R15年度	17 17	17 17	18 18	23 －	－ －	－ －	－ －	スギ雄花の花芽調査は林野庁と当省で共同して行っている。令和5年5月に「花粉症対策の全体像」（関係閣僚会議決定）において「花芽調査の強化」が示されたことを踏まえて、スギが少ない沖縄県を除く46都道府県の半数の調査を当省が担当するため。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 環境リスクの評価事業（昭和49年度）	1, 2, 3, 4, 6	'004981	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）（平成22年度）	5	4797	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）

	評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㉘　）

施策名	目標　6－2　環境リスクの管理	担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 化学物質審査室		
施策の概要	化学物質審査規制法（以下「化審法」という。）に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法（以下「化管法」という。）に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。 ②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。 ③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進する。 ④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。	政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	化審法はこれまで我が国で製造、輸入が行われたことのない新規化学物質について、その製造又は輸入に際し、製造・輸入者からの届出に基づき、事前にその化学物質が次の性状を有するかどうかを審査し、判定することで適正な化学物質管理を推進している。そこで、「化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数」を年度ごとの測定指標に設定した。なお。製造・輸入者からの届出に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。.	
					199	213	193	－	－	－	－		
2 有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	試験法の調査・検討	H25年度	OECD会合においてTG案の提出、採択	－	SPSF案の提出	各国意見を踏まえた試験法の見直し	ヨコエビ試験法の検証試験の実施、卵内投与試験法のSOP案の作成	ヨコエビ試験法の検証試験の実施（継続）、卵内投与試験法のSOPの提出	－	－	－	化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質（難水溶性等）について、新たな試験法の開発が必要である。そこで、試験法開発と試験法標準化（OECD TG化）のためのデータ提供を指標に設定した。 これまでOECD TG化を目指してヨコエビ試験法と卵内投与試験法の開発を実施しており、ヨコエビ試験法については、R4年度に作成したTG案について検証試験を実施しながら、引き続き各国の専門家と協議を行いながらブラッシュアップを行うことを目標として設定した。 卵内投与試験法については、R5年度にSOP案を作成したことを踏まえ、R6年度はSOPを提出することを目標として設定した。	
					SPSF案の提出	各国意見を踏まえたヨコエビ試験法の見直し、卵内投与試験法のSPSF案の提出	ヨコエビ試験法の検証試験を実施、卵内投与試験法のSOP案を作成	－	－	－	－		
3 PRTR対象物質の環境への総届出排出量（ﾄﾝ）の把握	－	－	110,000	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果として、把握した対象化学物質（第一種指定化学物質）の総届出排出量を指標として設定した。当該指標は毎年度の事業者からの届出データであり、社会的情勢の影響を受けるものではあるが、過去5年間（平成29～令和3排出年度）の減少率が維持されることを目標とし、年度ごとではなく令和12年度を目標年度として目標値を設定した。	
					125,452	122,313	－	－	－	－	－		
4 化学物質アドバイザーの派遣数	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする	－	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする（11以上）	－	20以上	16以上	10以上	11以上	－	－	－	PRTRデータ等を活用したより一層のリスクコミュニケーションの推進を図る観点から、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標として設定した。派遣実績を過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とすることを目標として設定した。	
					10	9	11	－	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費（平成16年度）	1, 2	004933	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) PRTR制度運用・データ活用事業（平成11年度）	3, 4	004932	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係：【主な目標】／【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㉙　）

施策名	目標　　6－3　　国際協調による取組	担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 水銀・化学物質国際室		
施策の概要	化学物質関係の各条約（POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）、水銀に関する水俣条約）に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。	政策評価実施予定時期	令和　　7年　　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。	政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度（一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数）	－	－	11物質	R5年度	11 11	11 11	11 11	11 －	－ －	－ －	－ －	・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査のあり方について」（平成22年3月）の調査対象物質選定要件に基づき設定した。	
2 途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数（累積）	0	H27年度	－	－	－ 9	－ 11	－ 15	16 －	－ －	－ －	－ －	・水銀による環境リスクの低減のため世界の水銀対策を推進するという施策目的を踏まえ、途上国等の水銀対策に係るプロジェクトの形成・支援数を測定指標として設定した。 ・各年度の目標値については、令和5年度までは新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、目標値を設定しないこととしたが、令和5年5月に「5類感染症」に移行したことから、令和6年分の目標値を設定し、新型コロナウイルス感染症の影響から設定していた令和8年度の目標値は削除した。 ・令和6年度の目標値は、これまで取り組んでいる活動のうち、プロジェクト形成が期待されるものとして設定した。	
3 GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数（再分類を含む）	－	－	－	－	170 170	160 161	160 160	80 －	80 －	－ －	－ －	・化審法、化管法等においてリスクが懸念される物質について、GHS（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals: 化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施していくため、年度毎に設定した分類が必要な物質数の目標値を年度内で確実に実施することを測定指標として設定した。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 国際協調による化学物質対策事業（仮称）（平成10年度）	1, 2, 3	004936	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) －	－	－	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係：【主な目標】／【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㉚　）

施策名	目標　6－4　国内における毒ガス弾等対策	担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 環境リスク評価室		
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。	政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」（平成15年6月6日閣議了解） 「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」（平成15年12月16日閣議決定） 「第六次環境基本計画」（令和6年5月21日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 A事案区域等における環境調査等件数	－	－	－	－	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	－	－	－	旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。 地権者からの要望に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。 設定根拠は、「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」（平成15年12月16日閣議決定）	
					9	3	4	－	－	－	－		
2 医療手帳交付件数（茨城県神栖市における緊急措置事業）	－	－	－	－	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	－	－	－	健康被害者対策の実施状況を示す指標として設定。 ジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる住民に対して、継続的に支援を実施するものであり、目標値の設定は困難。 設定根拠は、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」（平成15年6月6日閣議了解）	
					144	142	141	－	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 毒ガス弾等への対応に必要な経費（平成15年度）	1、2	168	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) －	－	－	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）			
			（判断根拠）			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㉛　）

施策名	目標　7－1　公害健康被害対策（補償・予防）	担当部局名	環境保健部 企画課 保健業務室		
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）に基づき認定患者への迅速かつ公正な補償給付等を実施するとともに、健康被害予防事業や地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。	政策体系上の位置付け	7．環境保健対策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）				

測定指標	基準値 / 基準年度	目標値 / 目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度（5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合）（%）	－ －	80 －	80 88.1	80 89.3	80 91.9	80 －	－ －	－ －	－ －	公害健康被害予防事業については、参加者のニーズに合った効果的な事業の実施に係る測定指標として、毎年度の事業参加者アンケートにおける満足度を選定する。回答者の80%以上の方から、5段階の上位2段階までの評価が得られることを毎年度の目標として設定する。	
2 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業（公害保健福祉事業）に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合（%）	－ －	80 －	80 67.5	80 68.0	80 72.9	80 －	－ －	－ －	－ －	公害保健福祉事業については、被認定者に占める事業に参加した者の延べ人数の割合を測定指標として選定する。これが80%以上となることを毎年度の目標として設定する。	
3 環境保健サーベイランス調査の着実な実施（調査対象者数及び調査対象者の同意率（3歳児調査）	－ －	60,000人及び75% －	60,000人及び75% 85	60,000人及び75% －	60,000人及び75% －	60,000人及び75% －	－ －	－ －	－ －	環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として選定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。	
3 環境保健サーベイランス調査の着実な実施（調査対象者数及び調査対象者の同意率（6歳児調査）	－ －	60,000人及び75% －	60,000人及び75% 87	60,000人及び75% －	60,000人及び75% －	60,000人及び75% －	－ －	－ －	－ －	環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として設定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。	

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
4 公健法に基づく補償等の進捗状況	－	－	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償等を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 公害健康被害対策（補償・予防）事業（昭和49年度）	4	4940	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 環境保健施策基礎調査（環境保健サーベイランス調査費（健康影響等調査））（平成8年度）	4	4941	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) イタイイタイ病等に関する研究・調査事業（平成13年度）	4	4985	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果		
	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係：【主な目標】／【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㉜　）

施策名	目標　7－2　水俣病対策	担当部局名	環境保健部 企画課 特殊疾病対策室		
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年7月公布・施行）」等に基づき、水俣病被害者の救済、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、関係者の皆様からの御意見・御要望を伺い、信頼関係を育みながら水俣病対策を前進させるための施策を実施する。 ※「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病にかかる補償給付については7－1に記載。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	水俣病被害者の救済、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。	政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」				

測定指標	基準値 / 基準年度	目標値 / 目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 水俣病被害者に対する療養費の支給（支給額・百万円）	－　－	水俣病被害者に対する療養費を着実に支給　－	－ 5,284	－ 4,716	－ P	－ －	－ －	－ －	－ －	・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給を行っている。 ・水俣病被害者の救済を行うためには、予算事項の大部分を占める水俣病被害者に対する療養費の支給を確実に行うことが必要であるため、その支給額を測定指標として設定した。指標の性質上、目標値は設定できない。	
2 水俣病に関する総合的研究について、外部評価委員会における全研究の総合評価点(5点満点)の平均	－　－	3　－	3 3.5	3 3.6	3 3.7	－ －	－ －	－ －	－ －	・水俣病に関する総合的研究において、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねていくことにより、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する科学的知見が充実すると考えられるため、各年度の全研究の総合評価点の平均を測定指標として設定した。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 水俣病対策事業（昭和48年度）	1、2	4960	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 【8-6再掲】国立水俣病総合研究センター（昭和53年度）	－	4984	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㉝　）

施策名	目標　7－3　石綿健康被害救済対策	担当部局名	環境保健部 企画課 石綿健康被害対策室		
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律（以下「石綿法」という。）に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。	政策体系上の位置付け	7．環境保健対策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　石綿法に基づく認定業務の進捗状況（療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数）（日）	164日	H31年度 ～5年度	131日（過去5年間の平均値より2割削減）	R10年度	目標値	120	120	120	131	－	－	－	・石綿による健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短縮することが重要であり、療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数を指標として選定。 ・事務手続の効率化や必要な提出書類に関する医療機関への周知等の取組を実施することにより、平成26年度以降は、制度発足当時（平成18年度）の平均処理日数（173日）の3割減（120日）を維持するよう目標を設定（令和5年度まで）、令和6年度からは過去5年実績（平成31年度～令和5年度）の平均値（164日）より2割以上短縮した平均131日以内となるよう目標を設定。	
					実績値	177	162	173（速報値）	－	－	－	－		

測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標） 施策の進捗状況（実績）	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
2　石綿読影の精度確保等調査事業の参加自治体数	32自治体	R2年度	前年度以上の参加自治体数	R6年度	目標	32自治体	34自治体	34自治体	33自治体	前年度以上の自治体数	－	－	・自治体の石綿読影精度向上や効果的・効率的な健康管理の在り方について検討を行うためには、事業により多くの自治体が参画することが期待されるため、前年度以上の参加自治体数を得ることを目標としている。 ・また、石綿読影の精度向上のためには多くの知見を収集する必要があり、読影調査結果を評価・検証するためには事業開始から5年程度を要することから、目標年度は令和6年度に設定している。	
					実績	34自治体	34自治体	33自治体	－	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)　石綿問題への緊急対応に必要な経費（平成18年度）	1、2、3	4948	(5)　－	－	－	(9)　－	－	－	(13)　－	－	－	(17)　－	－	－
(2)　－	－	－	(6)　－	－	－	(10)　－	－	－	(14)　－	－	－	(18)　－	－	－

	(3)	－	－	－		(7)	－	－	－		(11)	－	－	－		(15)	－	－	－		(19)	－	－	－
	(4)	－	－	－		(8)	－	－	－		(12)	－	－	－		(16)	－	－	－		(20)	－	－	－

	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
	学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係 【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㉞　）

施策名	目標　7－4　環境保健に関する調査研究	担当部局名	環境保健部 企画課熱中症対策室		
施策の概要	近年、温暖化や高齢化の影響で、熱中症による死亡者が高い水準で推移している状況を踏まえ、熱中症に関する普及啓発、改正気候変動適応法に基づく新たな制度の執行に係る検討等を実施する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	あらゆる主体が熱中症予防行動をとるように促すとともに、極端な高温の発生も見据え、改正適応法に基づく新制度を活用した対策を講じることで、熱中症による健康被害を抑えていく。	政策体系上の位置付け	7．環境保健対策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和6年6月21日） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和6年6月21日） において熱中症対策を記載				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 高齢者における予防行動を行っている・心掛けている者の割合（%）	－	－	－	R12年度	－ －	－ －	－ 78	－ －	－ －	－ －	－ －	熱中症に対する危険性や、熱中症警戒アラート発表時には気を付ける必要があることを認識した上で、熱中症予防行動を取ることが重要。特に水分・塩分補給やエアコン利用の徹底などの予防行動につなげることが必須。なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画（令和5年5月閣議決定）の目標年を設定するものとし、目標値設定に当たっては令和6年度から開始予定のアンケート結果を踏まえ精査していく。	
2 普及啓発の強化、改正気候変動適応法に基づく施策の実施等、R6年度（改正法の全面施行）時点と比較し、一層の熱中症対策を行う地方自治体の増加割合（%）	－	令和6年度	50	R12年度	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	地域における対策の一層の強化のため、地方公共団体において ・熱中症警戒アラート等の活用、エアコン高齢者普及啓発の強化 ・改正気候変動適応法に基づく施策の実施 等これまで以上の地域における熱中症対策を強化を求めていく。 なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画（令和5年5月閣議決定）の目標年を設定する。目標の達成状況の確認については、地方公共団体向けに「熱中症警戒アラート」等に関する意識調査を実施予定。	
3 熱中症による5年移動平均死亡者数（人）	1,295	令和4年度（概数）	650	R12年度	－ －	－ －	1,200 1,308	1,100 －	1,000 －	900 －	－ －	令和5年5月に閣議決定した「熱中症対策実行計画」において、「中期的な目標（2030年）として、熱中症による死亡者数（5年移動平均死亡者数）について、現状から半減することを目指す。」としており、これを目標値として設定する。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 熱中症対策推進事業（平成24年度）	1, 2, 3	005680	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) －	－	－	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係：【主な目標】／【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㉟　）

施策名	目標　　8－1　　経済のグリーン化の推進	担当部局名	大臣官房 環境経済課 総合政策課		
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。	政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第2章他」（令和6年5月21日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 環境産業の市場規模（兆円）	約90	H18年度	増加傾向の維持	－	－ 約108	－ 約118	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。	
2 環境産業の雇用規模（万人）	約219	H18年度	増加傾向の維持	－	－ 約279	－ 約296	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	環境産業の雇用規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。	
3 地方公共団体におけるグリーン購入実施率（%）	58	R3年度	増加傾向の維持	－	－ 58.2	－ 58.1	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	国及び独立行政法人等に限らず、努力義務である地方公共団体のグリーン購入の取組実施率が着実に向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場拡大に資すると考えられるため。	
4 国等における環境配慮契約実績（電気：高圧・特別高圧） 契約割合（%）	86	R3年度	増加傾向の維持	－	－ 85.5	－ 85.5	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	国及び独立行政法人等における電力の供給を受ける契約の環境配慮契約実施割合が着実に向上することによって、温室効果ガス等の排出の削減に資すると考えられるため。	
5 エコアクション21（※）登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	6,971	H23年度	9,000	R3年度	9,000 7,443	9,000 7,455	9,000 7,521	－ －	－ －	－ －	－ －	中堅・中小企業における環境経営取組の裾野拡大は、経済のグリーン化に有効であるため。	
6 国内のグリーンボンドの発行件数	－	R3年度	増加傾向の維持	－	－ 117	－ 110	－ 140	－ －	－ －	－ －	－ －	グリーンボンドの発行を通じて、民間資金をグリーンプロジェクトへ誘導していくことは、環境金融の拡大、ひいては持続可能な社会の実現に資すると考えられるため。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 国等におけるグリーン購入推進等経費（平成14年度）	3	192	(5) 企業行動推進費（平成14年度）	1,2,5,6	4955	(9) グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（令和5年度）	1,2	071	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 製品対策推進経費（平成13年度）	3	192【再掲】	(6) 金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（令和6年度）	1,2	7458	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 国等における環境配慮契約等推進経費（平成20年度）	4	192【再掲】	(7) 脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業（令和3年度）	1,2	5008	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) 税制全体のグリーン化推進検討経費	1,2	177	(8) ESG金融実践促進事業（令和4年度）	1,2	5025	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		
SDGs目標との関係		【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㊱　）

施策名	目標　8－2　環境パートナーシップの形成	担当部局名	大臣官房 総合政策課 民間活動支援室		
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。	政策体系上の位置付け	8．環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（第3章他）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　環境問題の解決に向けた協働取組の推進（相談件数、対話の場作り）	2,542	R元年度	2,725	R3年度	2,715 2,414	2,715 2,447	2,500 2,730	2,725 －	2,725 －	2,725 －	2,725 －	行政のみでは環境課題を解決することが難しくなってきていることや、環境課題と社会課題が密接に関係していることから、環境・経済・社会の統合的な向上を加速化させる、より多くの関係者との協働が重要であり、そのような協働取組などを推進するための相談対応や対話の場作り数を目標値とする。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)　地球環境パートナーシップ推進経費（平成8年度）	2	0193	(5)　－	－	－	(9)　－	－	－	(13)　－	－	－	(17)　－	－	－
(2)　－	－	－	(6)　－	－	－	(10)　－	－	－	(14)　－	－	－	(18)　－	－	－
(3)　－	－	－	(7)　－	－	－	(11)　－	－	－	(15)　－	－	－	(19)　－	－	－
(4)　－	－	－	(8)　－	－	－	(12)　－	－	－	(16)　－	－	－	(20)　－	－	－

	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㊲　）

施策名	目標　8－3　環境教育・環境学習の推進	担当部局名	大臣官房 総合政策課 環境教育推進室		
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体により、学校、家庭、地域等のあらゆる機会において、SDGs達成に貢献するESDの視点を取り入れ、生涯にわたり質の高い環境教育・環境保全活動を実践するための各種施策を総合的に推進していく。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供する。	政策体系上の位置付け	8．環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画 ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 ・環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針 ・我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第２期ESD国内実施計画）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修の受講者数	－	－	500	毎年度	450	450	500	500	500	500	－	学校・地域において環境教育・学習を実践・推進するリーダー的人材の育成状況を測定する指標となるため選定した。 目標値については、過年度までの実績を踏まえ設定している。	
					458	489	397	－	－	－	－		
2 ESD活動支援センターの相談対応件数	－	－	876	令和10年度	－	－	450	550	－	－	－	目標年度の目標値については、令和6年5月14日に閣議決定された環境教育等推進基本方針に「ESD活動支援センターにおける学校等からの相談対応件数（令和４年度：438件）を令和10年度に倍増を目指すことにより、ESD活動支援センターの認知度の向上と、学校と地域等を繋ぐ中間支援機能をより一層充実させること」と記載されたことを踏まえ、設定した。	
					－	438	531	－	－	－	－		
3 RCE認定拠点数 ProSPER.Net加盟校数	－	－	255	令和8年度	230	235	240	255	－	－	－	国連大学が実施するESDプログラムへ拠出し、持続可能な開発のための教育に関する地域拠点（RCE）、アジア太平洋地域における環境大学院ネットワーク（ProSPER.Net）のネットワーク化を推進・強化するため、それぞれ国連加盟の各国・各地域に1箇所以上認定することを目標としており、指標として適切と考えた。	
					237	243	245	－	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 環境教育強化総合対策事業（平成8年度）	1	004961	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 「国連ESDの10年」後の環境教育推進費（平成27年度）	2	004961	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 国連大学拠出金（平成15年度）	3	004961	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㊳　）

施策名	目標　8－4　環境基本計画の効果的実施	担当部局名	大臣官房 総合政策課環境計画室		
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進	政策体系上の位置付け	8．環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）				

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　各種調査、検討会等で得たデータや知見の第六次環境基本計画の点検への活用	第六次環境基本計画の点検	毎年度	・第六次環境基本計画に基づき、計画の総合的な進捗状況の点検を行うこととしており、計画の効果的な点検のためには、様々なデータや多様な主体の意見等を幅広く取り入れる必要があるため。	
2　環境白書、英語版白書の発行及びウェブサイトのアクセス数増加	国民の環境保全意識の向上	毎年度	・環境基本法第12条の規定に基づき、環境保全等に関する年次報告書（環境白書）を作成し、毎年国会報告を行うこととしており、環境基本計画の効果的な実施のためには、国をはじめ地方公共団体、事業者、国民、NPO等の主体的な関わりが重要であり、これに向けて環境白書を広く普及し、積極的かつ自主的に取り組む契機としていくことが必要であるため。	
3　見積り方針の調整結果の取りまとめ・国会等への説明及び環境白書での公表	政府の環境保全に係る施策の全体像の把握・周知	毎年度	・環境省設置法第4条第3号に基づき、環境保全経費の見積り方針の調整を行うこととしており、この環境保全経費の取りまとめを通じ、政府の環境保全に係る施策の全体像を把握・周知することが可能となるため。	
4　環境産業の市場規模等に関する調査結果のウェブサイトおよび環境白書での公表	環境産業の市場規模等の把握・周知	毎年度	・環境産業の市場規模等を調査・推計することにより、経済・社会の現状及びグリーン化の進展状況を適切に把握するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に貢献する産業や経済社会の方向性を見定めるため。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 環境行政年次報告書作成等経費（昭和43年度）	2	4965	(5) グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業（平成21年度）	4	4965	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 環境保全経費見積調整費（昭和46年度）	3	4965	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進費（平成22年度）	1	4965	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) 環境基本計画推進事業費（平成7年度）	1	4965	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		
SDGs目標との関係		【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㊴　）

施策名	目標　8－5　環境アセスメント制度の適切な運用と改善	担当部局名	大臣官房 環境影響評価課		
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において、環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	環境影響評価制度に係る情報基盤の整備、技術手法の開発及び人材育成、審査体制の強化、制度の所要の見直しを講じることにより、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用を行う。	政策体系上の位置付け	8．環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定） エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定） 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定） 海洋基本計画（令和5年5月26日閣議決定） 第6次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）				

測定指標	基準値 / 基準年度	目標値 / 目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数（途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数）［件］	－ / －	－ / －	－ 764	－ 827	－ 854	－ －	－ －	－ －	－ －	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。	
2 環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数［回］	－ / －	－ / －	－ 741	－ 827	－ 898	－ －	－ －	－ －	－ －	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。	
3 環境アセスメントデータベースEADASに掲載されているレイヤ数［件］	－ / －	－ / －	－ 614	－ 614	－ 620	－ －	－ －	－ －	－ －	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 環境影響評価制度合理化・最適化経費（昭和55年度）	1,2,3	004969	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業（令和3年度）（関連：環境省R4-43）	1,2,3	005003	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業（令和6年度）	1,2,3	007455	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係：【主な目標】／【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㊵　）

施策名	目標　8－6　環境問題に関する調査・研究・技術開発	担当部局名	大臣官房 総合政策課 環境研究技術室		
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。	政策体系上の位置付け	8．環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定） 第六次環境基本計画（令和６年５月21日閣議決定） 統合イノベーション戦略2024（令和6年6月4日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　環境研究総合推進費の事後評価（5段階）で上位2段階を獲得した課題数（上位2段階の課題数／全評価対象課題数）	－	－	70%以上（平成30年度までは60%以上）	各年度	70%以上 47/48 (97.9%)	70%以上 79/81 (97.5%)	70%以上 95.2% (60/63課題)	93%以上 －	－ －	－ －	－ －	環境研究総合推進費は、環境省における環境技術の研究開発の中核をなす競争的資金による予算であり、採択された個々の課題の成果を上げることが、目標達成に寄与することになる。このため、研究開発の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究開発発展への活用等を行うために実施している事後評価において一定の研究成果を上げることを指標としている。目標値の設定は、研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価（5段階中上位2段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合について、前中期目標期間実績平均値と同程度を確保（R6年度より第5期中期目標期間となるため、前中期目標期間実績：平均93%）とする。	
2　環境保全研究費補助金（イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業）の採択事業者による本事業終了後1年後における支援技術の事業化に向けた研究開発の継続割合（単位：%）	－	－	80%	各年度	－ －	80 6/6 (100%)	80 8/8 (100%)	80 －	80 －	80 －	－ －	イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業では、持続可能な社会の実現に向けた現状とのギャップを埋めるイノベーションの創出を目的とし、イノベーション創出の担い手として重要性が増すスタートアップを対象に、環境技術の研究開発・事業化の支援を行う。そこで、本事業のうち環境保全研究費補助金によって事業化支援を行ったスタートアップに対し、年度ごとに本事業終了後1年後における支援技術の事業化に向けた研究開発の継続確認を行い、本事業の成果の指標とする。	

達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	環境研究総合推進費（環境研究・技術開発推進費は平成13年度から開始） ※1 平成22年度に「環境研究・技術開発推進費」と「地球環境研究総合推進費」を統合し、更に、平成23年度より「循環型社会形成推進科学研究費補助金」を統合。 ※2 本事業の配分・契約等の業務は、平成29年度より(独)環境再生保全機構に移管。	1	004998	(5)	熱中症対策推進事業（平成24年度）	－	005680	(9)	国立水俣病総合研究センター（昭和53年度）	－	004984	(13)	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)評価報告書作成支援事業（平成18年度）（296再掲）	－	004988	(17)	－	－	－
(2)	環境研究・技術開発推進事業（平成18年度）	1	004976	(6)	子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）（平成22年度）	－	004797	(10)	GOSATシリーズによる地球環境観測事業（平成18年度）（297再掲）	－	004989	(14)	－	－	－	(18)	－	－	－
(3)	イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業（令和3年度）	2	005649	(7)	水俣病対策事業（仮称）（開始年度）	－	004947	(11)	農薬環境影響評価対策費（平成19年度）【関連R5-11】	－	004822	(15)	－	－	－	(19)	－	－	－
(4)	環境リスクの評価事業（仮称）（開始年度）	－	004981	(8)	イタイイタイ病等に関する研究・調査事業（仮称）（開始年度）	－	004985	(12)	大気汚染防止推進費	－	004780	(16)	－	－	－	(20)	－	－	－

評価結果		
	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	

		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㊶　）

施策名	目標　8－7　環境情報の整備と提供・広報の充実	担当部局名	大臣官房総務課環境情報室 大臣官房総務課 総務課広報室 大臣官房総合政策課		
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	環境情報を体系的に整備するとともに、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。	政策体系上の位置付け	8．環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）				

測定指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）	年度ごとの目標値／年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 環境省ホームページへのアクセス数	環境省ホームページへのアクセス数 －	182,484,456 R8年度	174,113,609 867,567,122	175,787,779 656,439,841	177,461,948 304,707,321	179,136,117 －	180,810,287 －	182,484,456 －	184,206,314 －	環境省ホームページは、環境省施策や取組を国民へ広く発信するものとして整備・運用され、平成30年6月に策定された「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づくオープンデータ化の取組等の中核として期待されるシステムである。アクセス数の向上は利用者ニーズに応じた情報の提供がなされているかの評価の指標として有効である。目標値の設定は、環境省デジタル・ガバメント中長期計画の計画終了年において、平成29年度比7%増加を目標とした。	
2 研修等実施回数	研修計画書に基づく研修等の実施 －	36 －	－ 0	－ 3	31 23	30 －	36 －	－ －	－ －	毎年度、環境調査研修所研修規則第二条に基づき研修計画書を策定しており、これに基づき環境行政に携わる体系的かつ専門的な人材の養成を目的とした研修を国や地方公共団体職員等に対して実施しているため。なお、令和2～4年度は新型コロナ感染予防・拡大防止の観点から集合研修を中止していたが、令和5年度から、研修受講団体のニーズも踏まえた研修内容の充実、研修の内容や目的に応じたオンライン形式の活用など様々な見直しを行い、段階的に研修を再開しているところである。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進事業（平成22年度）	1	4965	(5) 諸外国における環境法制に共通的に存在する基本問題の収集分析（平成23年度）	－	4993	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 環境調査研修所（昭和48年度）	2	4992	(6) 意識変革及び行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業（令和3年度）	－	5015	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 情報基盤の強化対策費（平成7年度）	1	4990	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) 環境保全普及推進費（平成2年度）	－	4991	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㊷　）

施策名	目標　9－1　地域の脱炭素化の推進	担当部局名	大臣官房地域政策課 大臣官房地域脱炭素事業推進課 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室
施策の概要	・2030年度温室効果ガス排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすため、地方公共団体による脱炭素先行地域づくりや重点対策加速化事業の支援等、地域脱炭素に係る施策を総動員していく。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月　／　政策評価実施時期
達成すべき目標	・2050年カーボンニュートラルを2030年度までに前倒しで達成を目指す脱炭素先行地域を、2025年度までに少なくとも100か所を選定し、2030年度までに実現する。 ・脱炭素の基盤となる地域共生・裨益型再エネ、省エネ住宅、ゼロカーボンドライブなどの重点対策加速化事業を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する。 ・脱炭素化に資する事業に対する資金供給の支援を強化することにより、民間投資の一層の誘発を図る。 ・法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。	政策体系上の位置付け	9. 地域脱炭素の推進
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） 地球温暖化対策計画　第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3節「公的機関における取組」の「〇地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」、第7節「地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）」		

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 ゼロカーボンシティ表明団体の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率	－	一年度	100%	R12年度	－ －	－ 52%	－ 59%	－ －	－ －	－ －	－ －	法定義務のある地方公共団体は既に地方公共団体実行計画区域施策編の策定率が100%であり、それ以外の地方公共団体においても策定を促進する必要があるため。なお、区域施策編の策定については、法定義務のある地方公共団体以外は努力義務であるため、指標の測定対象は脱炭素推進への意欲を示しているゼロカーボンシティ表明自治体に限定した。	
2 地方公共団体実行計画（事務事業編）の地方公共団体における策定率	－	一年度	100%	R12年度	91% 90%	92% 90%	93% 93%	94% －	95% －	96% －	－ －	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定をするものと定められているため	
3 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施した避難所等の数（累積）	－	一年度	1,000施設	R7年度	－ 486	－ 677	－ 822	－ －	－ －	－ －	－ －	防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日）において、令和7年度までに、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施するとしているため	
4 脱炭素先行地域選定数（累積）	－	一年度	少なくとも100地域	R7年度	－ －	－ 46	－ 73	－ －	－ －	－ －	－ －	脱炭素先行地域は地球温暖化対策計画及び地域脱炭素ロードマップに基づく主要施策の一つとして、2050年を待つことなく前倒しでカーボンニュートラルを目指す地域であり、2025年度までに少なくとも100か所以上選定することとしているため。	
5 脱炭素化支援機構の実投融資額（累積：億円）	－	一年度	-	-	－ －	－ 0	－ 54	－ －	－ －	820 －	－ －	株式会社脱炭素化支援機構は、資金供給その他の支援を通じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動及び当該事業活動を支援しており、脱炭素化支援機構の実投融資額を測定指標とした。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業（令和3年度）	1,2	5003	(5) 特定地域脱炭素移行加速化交付金	1,2,4	7469	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（令和3年度）	1,2	4767	(6) 株式会社脱炭素化支援機構出資金（令和4年度）（財政投融資）	5	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（令和2年度）	3	4766	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（令和4年度）	1,2,4	1900	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㊸　）

施策名	目標　9－2　地域循環共生圏づくりの推進	担当部局名	大臣官房 地域政策課 地域循環共生圏推進室		
施策の概要	各地域で地域循環共生圏づくりを行う団体と、その団体を支援できる中間支援主体の支援・創出等により、地域循環共生圏の創造を強力に推進する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	・地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の創造により、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地域を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していく。	政策体系上の位置付け	9．地域脱炭素の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画　第2章「持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方」3「今後の環境政策の展開の基本的考え方」(4)「持続可能な地域づくり～「地域循環共生圏」の創造～」 地球温暖化対策計画　第3章「目標達成のための対策・施策」第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」				

測定指標	基準値 / 基準年度	目標値 / 目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
1　地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取り組みを行う地方公共団体の数	－ －年度	300団体 R12年度	－	－	70	168	190	212	234	持続可能な社会を構築していくため、地域循環共生圏づくりに取り組む自治体数を測定する必要があり、「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」により測定する。地域循環共生圏創造に取り組む主体は必ずしも自治体だけではないが、民間の事業者が活動主体であった場合は、地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業による支援を通じて、自治体との連携を促す。	
			－	52	146	－	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)　地域循環共生圏創造事業費	1	7461	(5)　－	－	－	(9)　－	－	－	(13)　－	－	－	(17)　－	－	－
(2)　－	－	－	(6)　－	－	－	(10)　－	－	－	(14)　－	－	－	(18)　－	－	－
(3)　－	－	－	(7)　－	－	－	(11)　－	－	－	(15)　－	－	－	(19)　－	－	－
(4)　－	－	－	(8)　－	－	－	(12)　－	－	－	(16)　－	－	－	(20)　－	－	－

目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）	
	（判断根拠）	

	評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等			
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】		
	学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係	【主な目標】	
				【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報				

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㊹　）

施策名	目標　10－1　放射性物質により汚染された廃棄物の処理	担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室		
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。	政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 / 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 汚染廃棄物対策地域の指定を解除した市町村数（累積）	0市町村	H27年度	11市町村	長期的な目標	－ 1市町村	－ 1市町村	－ 1市町村	－ －	－ －	－ －	－ －	・汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がないと認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。同地域に含まれる当初の市町村数を長期的な目標値とし、これまでに指定解除された市町村数を実績値として記載。	
2 対策地域内廃棄物処理・指定廃棄物処理に係る埋立処分量	0	H29年度	1.8万㎥（袋）程度	R6年度	5万㎥（袋）程度 50,412袋	5万㎥（袋）程度 48,333袋	2.7万㎥（袋）程度 34,323袋	1.8万㎥（袋）程度 －	－ －	－ －	－ －	・福島県内の特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）の処理の進捗を示す指標として、特定廃棄物等の埋立処分事業に係る輸送計画における想定搬入量を目標値とし、また福島県内の特定廃棄物の埋立処分施設に搬入した廃棄物の袋数を実績値として記載。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 放射性物質汚染廃棄物処理事業（平成23年度）	1,2	648	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) －	－	－	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㊺　）

施策名	目標　10－2　放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室 環境再生施設整備担当参事官室		
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。	政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値／年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 除染特別地域において返地した除去土壌等の仮置場等の総数	－	－	331箇所	長期的な目標	－ 172	－ 189	－ 234	－ －	－ －	－ －	－ －	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定	
2 福島県外で発生した除去土壌の処分量	－	－	福島県外で発生した除去土壌の処分の完了	長期的な目標	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定	
3 中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の輸送及び処理の推進	－	－	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の完了	長期的な目標	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	令和6年度の中間貯蔵施設事業の方針等に沿って設定	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施（平成23年度）	1、2	649	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 中間貯蔵施設の整備等（平成23年度）	3	650	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㊻　）

施策名	目標　10－3　特定復興再生拠点等の整備	担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室 特定廃棄物対策担当参事官室		
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画に沿って、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す特定復興再生拠点区域、及び特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除して住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す区域である特定帰還居住区域の復興及び再生を推進する。	政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・福島復興再生基本方針 ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・経済財政運営と改革の基本方針2022				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 特定復興再生拠点区域において避難指示解除（全域）に必要な範囲の除染が完了した町村数（累計）	0	H29年度	6	R5年度	0 0	3 4	6 6	－	－	－	－	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、除染に係る進捗状況を踏まえて記載。	
2 特定復興再生拠点区域における解体工事完了町村数（累計）	0	H29年度	6	長期的な目標	－ 1	－ 2	－ 2	－ －	－ －	－ －	－ －	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、廃棄物の処理に係る進捗状況や解体申請の受付期間を踏まえて記載。	
3 特定帰還居住区域において避難指示解除（全域）に必要な範囲の除染が完了した町村数（累計）	0	R5年度	4	R11年度	－ －	－ －	－ 0	－ －	－ －	－ －	－ －	・各自治体において認定された特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、除染に係る進捗状況を踏まえて記載。	
4 特定帰還居住区域における解体工事完了町村数（累計）	0	R5年度	4	R11年度	－ －	－ －	－ 0	－ －	－ －	－ －	－ －	・各自治体において認定された特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、廃棄物の処理に係る進捗状況や解体申請の受付期間を踏まえて記載。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 特定復興再生拠点整備事業（平成29年度）	1,2	651	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 特定帰還居住区域整備事業（令和5年度）	3,4	19701	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係：【主な目標】／【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表　（環境省　R6　－　㊼　）

施策名	目標　10－4　放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策	担当部局名	環境保健部 放射線健康管理担当参事官室		
施策の概要	東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。	政策評価実施予定時期	令和　7年　8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消	政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 研究の採択等件数（被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究）	15	H24年度	20	－	20 27	20 33	20 35	20 －	20 －	－ －	－ －	被災者の健康管理、不安対策のため求められる研究課題について、毎年度採択された研究が着実に成果を挙げることで、政策に必要な知見を得ることとし、研究の採択件数を測定指標として選定する。毎年度の目標を20件と設定する。	
2 受講者満足度（%）（保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均）	83	R2年度	80	－	80 92	80 99	80 98	80 －	80 －	－ －	－ －	地域の住民が抱える放射線の健康不安に身近で対応する自治体職員や放射線相談員に対して、研修会の開催や専門家の派遣等を行う事業である。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を選定する。目標値は過去の実績を踏まえて80%以上と設定する。	
3 受講者満足度（%）（住民セミナー、車座意見交換会平均）	98	R2年度	80	－	80 98	80 97	80 99	80 －	80 －	－ －	－ －	地域の住民が抱える放射線に対する健康不安等に対し、自治体だけでは対応が難しい住民セミナーや車座意見交換会の場を通じて、リスクコミュニケーションをきめ細やかに実施している。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を選定する。目標値は、過去の実績を踏まえて80%以上と設定する。	
4 「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人（将来生まれてくる子や孫など）への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合（%）（全国アンケート調査）	40	R2年度	20	R7年度	－ 40.4	－ 46.8	－ 37.3	－ －	20 －	－ －	－ －	原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)の2020/2021報告書において、「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにない」とされている。一方で、日本国内のアンケート調査では、原発事故による次世代への健康影響が高いと認識している人の割合が約40%という結果がでている。この認識は、被災地の人たちへの差別・偏見にもつながりかねないことから、誰一人取り残さない社会の実現に向け、その割合を2025年に半減させる目標を設定する。	

測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標） 施策の進捗状況（実績）	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
5 福島県「県民健康調査」の進捗	－	H26年度	福島県「県民健康調査」の着実な実施	－		「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 「県民健康調査」に係る支援として、放射線の健康影響に関する研究調査事業者リスクコミュニケーションを実施。	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 「県民健康調査」に係る支援として、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーションを実施。	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 「県民健康調査」に係る支援として、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーションを実施。甲状腺検査対象者のピアサポート体制を準備。	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 －	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 －	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 －	－ －	東京電力福島第一原発事故により、周辺地域住民の被ばく線量の把握や、放射線の影響を考慮した健康管理の重要性が指摘されている。福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため平成23年度から福島県が創設した「福島県県民健康管理基金」に交付金（782億円）を拠出しており、国として継続して県民健康調査が円滑に行われるよう、福島県に必要な支援を行っていく必要があることから指標として選定。	

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 原子力被災者に対する健康管理・健康調査（平成23年度）	1,2,3,4,5	4995	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) －	－	－	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） （判断根拠）

	評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等			
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】		
	学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係	【主な目標】	
				【副次的効果が期待される目標】	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報				